

575  
22



\* 0000303000 \*

0000303-000

575-22

支那とはどんな国か


木村増太郎・著

山口高等商業学校東亜経済研究会

昭和2

AAB

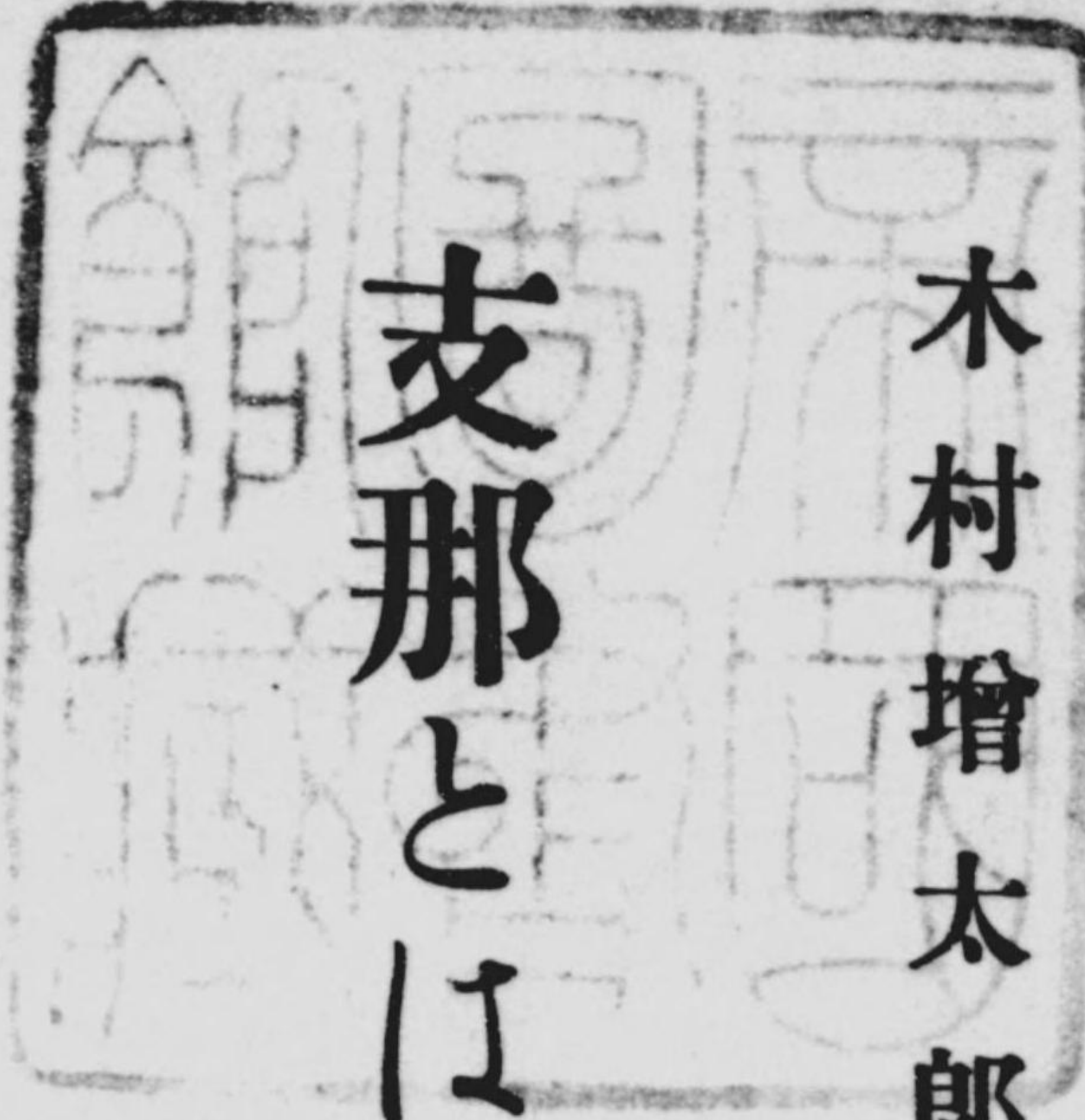






212561

木村増太郎著



支那とはどんな國か

(支那の社會本質と其實情)

山口高等  
商業學校

東亞經濟研究會發行





## 序

日支干係の我國運の消長に重大なる關係を有することは、今更  
贅言を要しない。而るに不幸にして、一たび兩國于戈を交へてよ  
り以來、自づこ我國民の腦裡に支那輕侮の念が先入せられた爲  
め、國民の多くは、我國文化の基礎が支那に依つて培はれたもの  
であることをも忘れて、爾後歐米文化の模倣に急であつたこと相俟  
つて、殆ど支那は一顧の價値なきもの、如くに看做し來つた。こ  
ころが、本來物資に恵まれない我國のこゝとて、人口の増加愈々  
大なるに伴つて、一面、大陸發展の急務に直面するに至つたこと共  
に、他面、列強の極東侵略が漸次露骨となるに至つた結果、こゝ



に漸く我國民も日支干係の重大なることを、今更ながら痛感せざるを得ざるに至つた。

併し、支那を輕侮し來つた我國民は、兎角にその實相を究めんとするの念慮がなかつた爲め、ともすれば、列國との競争上遅れをこらんとするの傾なきを得なかつたのみか、近年は更に支那國民の執拗なる排日運動に會し、その結果、動もすれば我國の大陸發展が甚しく阻碍せられんとするに至つた。それに、去らでだに、國內の秩序紊れ、動亂の絶えない輓近の支那に於て、歐洲戰爭以來、文明世界を振盪しつゝあつた社會思想の激流が、こゝにも波及し、遂に支那を混亂の渦中に捲き込むこゝなつた結果、今やまた、我國民の多くは、「支那は分らぬ國」といふ一語を以て、こ

れを閑却し去らんとするに至つた。

凡そ國民外交といひ、國民的發展といふも、我國民の多くが支那の實相を理解しての上のこゝであつて、而かも日支の干係はいつ迄も今日の狀態に止まらしむべきでない。これ敢て自ら揣らず、こゝに支那の實體の一斑を世に紹介せんこの微意より、本書を公にするに至つた所以である。併しながら、本著述は事頗る突如の發意に係り、急遽の作に成つたものであるため、未だ盡さざるこゝろ多く、従て全くその名に適はないものではあるが、若しこれに依て多少たりとも、分らぬ支那を分らしむることを得ば、豈啻に獨り著者の光榮のみではない。



昭和二年仲秋

著者識

## 支那とはどんな國か

### 目次

第一	不統一なる國家組織	一
第二	發達せる自治制度	一四
第三	動亂の絶えざる原因	二六
第四	國民運動の真相	三七
一	排外運動の根基	三七
二	排外運動の効果	五〇
三	國民革命の前途	五五
第五	破産に瀕せる財政	六三



一	歳出入の現状……………	三
二	財政組織の梗概……………	七
<b>第六 幼稚なる經濟……………</b>		
一	重農抑商政策の弊……………	九
二	貿易の不振と其原因……………	九七
三	貿易發達の障礙……………	一〇四
四	商人としての支那人……………	一一三
<b>第七 資本の缺乏と特種企業組織……………</b>		
一	資本の缺乏……………	一一三
二	特種の企業組織……………	一一三
<b>第八 人口問題と經濟資源……………</b>		
一	人口四億説の由來……………	一二四

二	人口三億説の由來……………	一二七
三	増殖力の大なる支那民族……………	一五一
四	人口過剰の意義……………	一五九
五	生産の發達を阻止せる原因……………	一六七
六	未開の經濟資源……………	一八五
<b>第九 支那の進むべき途と我國の對支政策……………</b>		
一	統一の急務と其困難……………	一九六
二	中央集權策は不可……………	二〇八
三	經濟振興の急務……………	二二七
四	我國對支政策の根基……………	二三六



# 支那とはどんな國か

(支那の社會本質と其實情)

木村 増太郎 著

## 第一 不統一なる國家組織

近年の支那は、打續く動亂に加へて、更に各種の社會運動、政治運動など勃發し、混亂に混亂を重ね、一般世人をして「一體支那はどうなるのであらうか」といふ疑念を抱かしむる有様であるが、かゝる混亂状態も、これを一言にしていへば、畢竟國內の不統一なることに根源して居ることは論を俟たない。併しながら、その不統一なる國狀は、必ずしも今に始つた





ことでなく、史上、漢といひ、元・明・清といひ、全國が形式だけなりと統一した時代のないことはないが、寧ろ分裂割據の時代、争亂分立の時代が却て著しく目立つのである。支那が稍々渾一した國家の形式を成すに至つたのは、秦の始皇帝の郡縣制度に端を發すと稱せられるが、東漢の末より南北朝を通じて四百余年間は、全く争亂の時代であり、その後唐の中葉より五代を通じて、再び紛糾の世となり、宋の中頃より元の一統までは、復た争亂が絶えず、其後に至つても、必ずしも平和時代の持續したものである。而かも統一と稱しても、多くは唯だ、王畿に貢賦を集め、以て宮殿の美を飾り百官の祿を重くし、地方よりの貢賦収入が比較的多かつた時代をいふものであつて、中央の威令が全國に普及し、地方の財政を自由に管理することの出來たのは、各王朝の初期短期間に過ぎない。従て古來支那に集權的國家の出現せしは極めて稀であつて、且つ漢以後、支那の制度は、

郡縣制を標榜するといふけれども、その實質は何等封建制と擇ぶところがなく、唯地方長官が中央派遣の官吏たるの點に於て、封建時代と異なるのみに過ぎない。

即ち現在にしても、支那の官制上に於ては、地方長官としては、軍政を司るものとして督辦、民政を司るものとして省長なるものを設けて居るが、これは清朝時代に地方に總督・巡撫を置いたのに倣つたものであつて、己に漢の時代に於て、民政長官として郡守、軍政長官として郡尉なるものを、地方長官とした制度を踏襲し來つたものに外ならぬ。而して元來中央官廳と地方官廳とは互に相對立し、兩者共に天子に直隸し、その間何等の統屬干係なきは、支那歴代の行政組織の特色であつて、地方長官は常に中央政府の長官と對等の地位を占め、地方長官はその司るところの政務に關しては、直接天子に上奏し、中央政府の各部長官の直接之に命令するを得



ないことは、近代に於ても、古代の郡守の中央に對する關係と毫も異なる  
ところがない。従て地方長官の權限は絶大であつて、中央の財政の如き  
も、地方政府の徵收した租税其他の収入の送銀に依つて、纔かに支持せら  
るゝ有様で、中央の財政は一に地方からの貢賦に依つて決定せらるゝもの  
である。この點に於ては、封建の諸侯が自由に管内の租税を徵し、その一  
部を王者に貢納すると、その間何等異なるところが無い。されば實際上中  
央政府は、唯政府所在地々方の政治を掌るに止まつて、地方政治は單にこ  
れを監督するに過ぎない状態であるが、而かも地方政治の實權を掌握せる  
長官は、中央政府に對して何等直接の統屬干係を有して居ない爲め、結局  
中央の地方に對する監督權も、官制上の具文たるに止まるの態である。今  
日支那の地方長官、殊に手兵を養ひ勢力を擅にせる督辦が、殆ど中央の命  
に服することなく、地方政治の實權を占握して、恣に管内の政治を専行し

て居るのも、これ畢竟叙上の傳統的分權制の精神を承けたものに外なら  
ぬ。勿論支那の官制は、歴世紛綜を極むるとはいへ、その間一定の綱領は  
存在するのであつて、文・武・糾察三權の分立を以て理想の制度と爲し來つ  
たものである。即ち歴代の宰相は、皇帝を輔弼し、六部を率ゐて行政を總  
轄し、別に兵權を有する者及糾察駁正の權を執る者は、これを皇帝直屬の  
地位に置くを定則とした。従て清朝時代には都察院、現制では審計院及平  
政院なるものがあつて、最高の行政監督機關たるの制度であるが、併しこ  
れに關する規定も概ね空法空文であつて、實際上三權分立の如き、歴代殆  
ど理想の如く行はれたことは稀であつて、宰相の權重きを加へては、督兵  
糾察の二權も、自づからこれに歸するの勢ひたるを免れなかつた。

凡そ斯の如く支那の政治が、極端なる地方分權制であつて、地方官の權  
力を増大せしむるに至つたのは、これ恐らく彼の如き尨大なる版圖に劃一



的政治を施すことの至難なるに出でたるものであらうが、事實、支那の如き地勢地理に於て、中央に在る主權者が、地方制馭に力を致さんと欲して致すことの出来なかつたことは、自然の勢と云つてよい。而して從來支那では、中央官廳と地方官廳との間に階級的連鎖がなく、従て直接の隸屬關係を有せず、所謂官治分權制であることは、支那の行政組織の特色であるが、これは一は萬機親裁に出づるの趣旨を貫かんとしたものであると共に、一には國家の官吏をして互に相箝制して、以て私に權勢を養ひ威福を恣にせざらしめんとすの制度の精神に出でたるものに外ならぬ。併しながら、元來行政監督と行政階級とは相表裏するものであつて、監督權は地方間の上下連絡の關係の必然の結果として發現せらるゝものであるから、かくの如く各官廳間に階級の干係を有しおに於ては、行政監督の實を擧ぐることに出来ないのは當然であるのみならず、而かも叙上の如く國家が初より官

廳を信認せざるに於ては、政務の進行を阻碍すること大なると同時に、その結果、却つて官吏は相率ゐて苟且偷安、朋黨比周し、私を營むに至るものと謂はざるを得ない。斯の如く支那では、歴代中央集權を行はんと欲して行ふことが出来ず、而かも地方官の權勢の増大せんことを防かんと欲して防く能はず、結局極端なる地方分權制を馴致するに至つたと共に、不統一なる國狀を出現せしむることゝなつたもので、這般の消息に依つて、以ていかにその統一の困難なるかと想見せられるのである。

上來叙ふる如く、支那の統一が困難であり、殊に集權的國家の成立を至難とするは、今に始まれることでなく、その根本の原因は、各地間著しく事情を異にし、數億の民生を包有せる彼の尨大なる國土を打つて一九となすことが、特に交通機關の著しく發達完備しない以上、殆ど不可能に邇い難事たるを免れない爲めであるが、殊に近代に至つては、政治と國民生活



とが全然分離し、上下の國民間に國家組織を完成せんとするの思念の薄弱なることに由つて、一層如上の困難が助長せらるゝに至つた傾あるを免れない。蓋し支那では古來國といふ文字はあるが、彼の漢の地方制度が郡國制であつて、そのうちの國は王侯の自ら治むる領地であつたやうな程度の意味の國であつて、全領土を包擁した國家的意義を有するものではない。事實、また支那は古來國家としてよりも寧ろ大なる社會的集團として、存立の歴史を保有し來つたものである。而かも加ふるに支那の政治は、古來徳治主義の政治であつて、直接社會民衆の實際生活に干渉することなく、所謂治めざるを以て治め、無爲にして化するといふことが、政治の傳統的理想となつて居るもので、即ち徳治主義の中でも極端なる消極政治であつて、徳を以て治むるといふよりは、天子に具はつて居る徳の力が、自然に人民に及んで治まるといふのである。而して君主は上天の命を承け、代つ

て民を治むるの職を有するものとせられ、且天意は一に民心に従ひ、民心の歸する人には、天命これに歸して天子の權威を與へ、民心の去る人は天命またこれを去り、天子の權威は與へられず、若し既に與へられて居れば即ち奪はるゝといふので、即ち言ひ換へれば、一人の徳が人民全體に及び、人民全體がその人に歸服し尊信するに至つて、天はその人を聖人としてこれに天子の權威を與へるといふのである。支那の政治が前に述べた如く萬機親裁に出づといふ君主中心の獨裁政治であつて、而かも斯の如く聖賢の政治を理想とせるが爲めに、従て實際支配を目的として法を制定しても、法治國の法とは異なつて、所謂威儀三千と稱して、必ずしも之が實行を期するものでなく、單に標準を示すの意義を有するに過ぎないものである。即ち法は用ひざるを期し、刑は刑なきを期すといふのである。斯の如き極端なる消極政治を理想とするに至つたのも、矢張り主として國土の廣



大に失し、到底政治を隈なく普及せしむることが至難なるを免れぬ點より來つたものであらう。この點に於いては、支那の交通機關は今尙充分に發達せず、鐵道の如き、現に米國は面積十二方哩、人口三千八百に對して一哩の割合であり、印度の如きすら、面積四十方哩、人口八千六百に對して一哩の率に上つて居るに拘らず、支那全國の鐵道は今尙延長七千三百七十里餘であつて、面積二百七十方哩、人口五萬八千に對して一哩の割合に當るに過ぎないから、如上の見地よりせば、國內の統一は依然として容易ではない。

斯の如くにして支那の政治が、極端なる消極主義に陥つたが爲めに、勢ひ政治は國內に普及せず、且他方に於て全く讀書人の一種の遊戯若くは野心家の圖利の具となり、一般人民の實生活とは全然没交渉のものとなるに至つた。即ち聖賢政治の理想たる聖人賢者の相繼ぐといふ所謂禪讓の方法

も、實際上には結局世襲となり、世襲は更に放伐となり、放伐は進んで易姓革命となり、斯くして馬上天下を執ることが、歴代の政治を左右する基となり、政治の現實は王道に非ずして多くは霸道となり、現實と理想とは甚しく相距るに至つた。斯くの如くにして極端なる獨裁政治を實現せしむるに至つた結果、政治は畢竟帝王の爲めの政治、一部貴族の爲めの政治となるに至つたものである。斯くて一面に於て、益々極端なる地方分權を馴致するに至つたと共に、他面、自づと人民間に自治制度が發達すること、なり、漸次政治上の保護をも必要とせざるに至つたものである。而して殊に近代の制度としては、中央地方各官廳相互間に直接の隸屬關係なきを特色とし、國家の官吏をして互に相箝制して、以て私に權威を養ふことなからしめんと企てたが爲め、獨裁政治としては極めて理想的であつたが、其臣僚なるものには何人にも完全なる權力がないと同時に、十分なる責任も



ないといふ有様であつて、就中地方長官の如きは、革命前迄は何人も自己の出生地に於て任官するを得ない制度であつたから、勢ひ地方人民の利害休戚を念とすることなく、その重要職務たる徴税権を利用して一意私利を圖るの態であつて、而かも其間官吏に非ざる胥吏なる者があつて、實際上の政務を執るといふ、私慾を恣にするには極めて便宜なる行政組織になつて居つたのである。従つて其結果、遂には人民は、政治を害悪視し、之を忌避せんとするに至り、租税を納むるは、宛も土匪群盜に對して貢納金又は贖身銀を支拂ふと同一視し、納税に依つて政治の干渉を逃避せんとするに至つた。斯の如くにして益々人民は官の保護を受くるといふ念慮を失ふことゝなつたと同時に、自づと益々人民の間に保甲制度や組合制度の如き自治制度が発達し、民政上必要な事業、例へば救貧、育嬰、學校の如き事業は勿論、其他警察司法に關する業務に至るまで、すべて此種自治團體

の力を以て遂行するに至つたものである。いかに支那民族が、國家を離れて鞏固なる社會組織を構成して居るか、以下更に彼等の金城鐵壁と頼むるの自治制度について述ぶるであらう。



## 第二 發達せる自治制度

由來支那に在ては、都市住民間にはギルド制度、地方農民間には保甲制度若くは鄉村制度なる一種の自治制が發達して居つて、これが社會組織の骨子を成して居る。殊に都市住民間に於て、同業者若くは同郷者を中心として組織せるギルド制度の社會上、經濟上に一大勢力を占むる事は、恰も彼の歐洲中世の都市經濟時代に於けるに異ならない。蓋し此種の自治制度は血族を中心とせし大家族制度の崩壊せしに代つて發生したものであつて、政治組織の未だ完成せず、各個人がその共同生活を確立せんが爲めには、勢ひ利害を共にする者の協力に俟たざるを得ない時代に在つては、此種團體の發生は自然の歸趨たるを免れない。支那に在つても、その家族制度には同居同爨、同居異爨、異居異爨の三種あるも、家族の同居して財産

を共通にせる同居同爨たる大家族制度は、今や一部僻陬の地方にその俤を留むるのみであつて、多くは居住も財産も之を異にせる異居異爨の制に依るを以て、勢ひその國家保安力の薄弱なる關係上、此種自衛制度の發達を促すに至るは、當然の歸結たるを免れない。

而して歐洲中世のギルドに在つては、當時未だ統一的近世國家の成立することなく、國內は無數の封建諸侯の小邦に分れ、更に無數の自治都市、寺領、莊園等各地に散在し、各々政治上並に經濟上の獨立を保ち、極端なる保護主義干渉政策を弄したるものであつて、ギルドはこれ等國王諸侯若くは市會より特權を附與せられて、各その業務に就き專賣權、專營權を保ち、嚴然たる獨占制を確立したもので、謂はゞギルドは國王諸侯市會の委任の下に、團體員を支配し統制したものであるが、支那のギルドに在つては、之に反して何等政府國家に關係なく、特異の社會事情に基き自主的に



發達したる團體であつて、其團體員に對する統制も隨て全く自發的であるが爲めに、必要な規約を定めて之を強制することは全く自由であるだけに、團體員を拘束することも自づから嚴である。従て團結も勢ひ鞏固であり、その行ふところの事業も頗る廣汎に亘り、延いて社會上に於ける機能も極めて大なるをその特徴とする。蓋し支那の如く、政治の基本確立せず、上下の官紀弛廢し、その制度の多くは具文に歸し、而かも何等國民福の増進に資すべき積極的政治の行はるゝことなきのみか、上下大小の官吏相卒ひて公器を濫用せる状態に在つては、人民は勢ひ政治を忌避し、多少利害を同じくする者相結んで、自衛の策を講ずるに至るは、これ自然の勢であつて、かゝる社會生活上自然の必要から醸成せられたものであることが、支那のギルド制の特異とするところである。

元來歐洲中世に於けるギルドにあつては、その成立の動機は、固より共

同の保護、即ち共同生活の部分的確立にあるが、之が發生に與つて力のあつたものは宗教であつた。即ち共同保護の必要上、勢ひ助を宗教に藉らざるを得なかつた爲め、ギルドと祭祀とは最も密接なる干係を有したもので、これは畢竟血族的干係なき者が、團結して一致の行動をとらんとするには、宗教の力を藉り、その連盟に力ある制裁を加ふるの必要があつた爲めに外ならぬ。支那のギルドに於ても、宗教と密接なる干係を有し、歐洲中世のギルドと軌を一にせることは、ギルド會所に、必らず壯麗なる祭壇の設備のある一事に徴して知ることが出来る。かくの如く支那のギルドも、宗教の力を藉つて、その團結を鞏固ならしめ、その内部干係は、一に團體員の合意、即ち規約に依つて定められ、この規約は團體員に對しては、全然法律同様の効力を有し、苟くも團體員たるものは、絶対に之を遵守せねばならぬものとせられて居る。蓋しギルドの團結は、一に規約に依



つて支持せらるゝものであるから、團結を鞏固ならしめんとせば、勢ひ各個人の自由行動を拘束し、規約を嚴重にするの必要があるからである。従て規約の制定に際しては、團體員全部が集まり、神前に於て決議盟約するものであつて、若し規約に違背するが如きものがあれば、必罰假するなく、場合によつては除名の處分に付する定めである。而して若し團體員にしてギルドより除名せられんか、他の團體員は嗣後一切之と交通するを得ない定めであつて、若し情に徇ひ交通し取引する者があつた場合には、同じく嚴罰に處せらるゝものであつて、如上の制裁は極めて峻烈なるを定規とする。

ギルドの一般に行ふところの事業は、固より同郷者團體と同業者團體とにより一律でないが、何れも常に團體員相互の親善を圖るのみならず、災害窮厄は相互に救済し、所謂吉凶禍福を共にするを通則とする。而して同

郷者團體にあつては、他郷に在住せる同郷者を中心として組織するものであるから、宏壯なる會館を建設して、各種の設備を施し、團體員相互の便益を圖り、親睦を厚くするのみならず、慈善事業に力を竭し、團體員にして若し窮境に陥れる者あれば、或は衣食藥餌を施し、或は旅費を給して歸郷せしむるなど、力を盡して救済の方法を講じ、或はまた頼るところなき孤兒は之を養育し、貧者の子弟のために義學を設けて學習せしむるなど、極力隣保互助、相互救済の實を行ふものである。而して尙、殊に同業者を中心として組織せるギルドにあつては、商工業者の組織せる團體であつて、各自の信用を維持し、共同の利益の擁護と増進とを圖るを以て、その主たる目的となすものであるから、その行ふところの事業たるや、常に團體員相互の親善を圖り、吉凶禍福を共にするのみならず、その共同の利益を擁護し且つ増進せしめんが爲めに、國家政府に代つて有らゆる必要なる業



務を行ふものであつて、例之、その業務上に必要な各種の法規を制定して相互の營業に便し、業務上の紛議は之をギルドに於て裁決して、公正なる協調を圖り、背徳不信の所爲は極力之を豫防して、各自の信用維持に力め、其他營業上の種々の政略を劃策施設する等、凡そ政府の爲す可き商業政策をも代つてこれを行ひ、更に進んでは一般社會事業をも尙これを行ふものである。從て其結果、支那の如き民事、商事其他に關する法規を缺き、貨幣法及び度量衡法の如きすら施行せらるゝことなく、地方に依つては勿論、同一地方にあつてすらも、各種の貨幣並びに度量衡の使用せられて居る状態であつて、然かも法の強制力の微弱なる國に在つても、ギルド規約に依つて同業者間に用ひらるゝ貨幣や度量衡も一定せられ、其他一切の取引上の規準も一定せられ、商取引の發達を期し得ると同時に、嚴重なるギルド規約に拘束せられて、幾多の支那民族の個性に伴ふ缺陷も匡救せ

られ、後に詳説するが如く、著しく信用取引の發達を見、且つ資金の甚しく缺乏せる支那に於て、比較的商取引の進歩を見つゝある所以である。斯の如くにして、一都市内に於ける同郷者又同業者は互に團結して、吉凶禍福の慶弔に力め、相互救濟隣保互助に盡すの制度完備し、寔に麗はしき社會組織が立てられて居るが爲めに、國民は國家の政治を逃避して、此處に依據してその生を安んずるを得る所以である(拙著支那の經濟と財政參照)。

歐洲中世のギルド制度は、近世に入ると共に、一面統一的國家組織の出現と自由思想の勃興とに加へ、他面ギルド自ら其門戸を閉鎖して獨占制を極端に發揮したるが爲めに、遂に自滅の己むなきに至つたが、支那のギルド制度は、歐洲中世と必ずしもその環境を同じくしないから、その國家組織の統一せられ、諸般の社會制度の完備しない以上は、容易に解體せらるゝことはないであらう。勿論支那に在つても、輓近産業革命の機運の著しく



促進せしめらるゝに至つた結果、彼の手工業者の組織せるクラフト、ギルドの如きは、漸次崩壊の運命を辿らんとするの傾向を示すに至つたが、商人其他の組織せるギルドに於ては、未だかゝる傾向を認むるに至らず、依然經濟組織の中堅を成して居るのである。但し勿論今後周圍の經濟事情の著しく變化するに従ひ、いつ迄も現状を維持し得るや否やは疑なきを得ないので、斯くして若し國民が唯一の安全なる境地として、其生存を托しつゝある社會組織に漸次動搖を感ずるに至つたならば、こゝに自づから政治的自覺を喚起し、國家組織の完整に邁往するに至るであらう。併しこれが爲めには、支那の經濟界が根本的に革新せられ、一大進歩を遂ぐる必要である。

支那の地方農民間に在つては、アーサー・スミス氏が、其著「支那に於ける村落生活」に於て、支那の村落は、それ自體が一の國家組織であると

稱して居る如くに、著しく自治制度の發達せるを特徴とするのである。一家族が殆ど一部落を構成せるが如き大家族制度の行はれて居る地方に在つては、勿論完全なる自治體を形成して居るが、數家族を以て組織せらるゝ村落に在つても、村は村民より選任せられたる郷長、郷老、村正等に依て統制せられ、其業務は地域内の住民の爭議を解き、租税を徴收し、犯人を檢舉し盜賊を警め、地方の康寧秩序を保持すると共に、一般公共事務を處理するものであつて、且つ鄉村結合の中心を爲す里社なるものがあつて、臨時村民此處に集合して、各種の決議を爲すものである。また地方に依ては、彼の保甲制度なるものが行はれて、一種の共同擔保及び共同責任の制が設けられて居る。固より保甲制度は周代の比閭族黨の遺制であると言はれ、近世國家の自治制とは大に其趣を異にするものであつて、嚴正なる意義に於ける自治制度といふを得ないが、十家を牌と爲し、十牌を甲と爲



し、十甲を保と爲し、牌、牌頭、甲に甲長、保に保正があつて、何れも人民の公選に係り、専ら警察、戸籍、收税に關する業務を行ふものであつて、一種の自治制の施行せらるゝものと言つてよい。支那の地方民は、如上の郷團制度に依てその共同生活を確立せるものであつて、部落自治體はそれ自身著しく封鎖的性質を帯びて居り、且對外的結束は極めて鞏固である。而して彼等の經濟生活は、附近に小都會を有する地方では、その都會を中心として一種の都市經濟が營まれ、然るざる田舎地方に在つては、一定の期日に市が立てられて、自足的ながらも交換經濟が行はるゝものであつて、歐洲中世時代の状態と殆ど異なることがない。かくして彼等地方民の生活は、地方官の暴政と土匪の掠奪とに脅かさるゝの外は、頗る平和的であつて、而かもその團結は極めて鞏固であるから、容易にその社會組織に動搖を見ることはなからう。

叙上の如く、支那の國民は各その共同生活の本據たる自治體を組織して居るものであつて、自己の生存を國家に依據せるものではない。されば畢竟近來の支那は、一つの大きな國とはいふものゝ、實は小なる地方自治團體が各區劃を成して居つて、是れのみが生命あり體統ある團體であるので、人民は全然國家の政治を離れて此處に生活の根底を置いて居るもの以外ならない。



## 第三 動亂の絶えざる原因

上來叙ふる如くにして、支那の國民は、各その共同生活の本據たる自治體を組織し、こゝに自己の生存を託するに足る安全境地を設定せるものであつて、決して彼等は自己の生存を國家に依據せるものではない。從て支那は國家として、特に近世的意義の國家としては、全然未製品たるを免れないので、國家としては、法律其他諸般の制度が極めて不完全であるけれども、各その自治體に於ては、有らゆる制度が完備し、その内部の統制に至つては、殆ど文明國の國家と敢て異なることがない。支那の國民は、かかる環境の下に生存し來つたものであるから、さらでだに所謂近世的國家觀念に乏しき彼等をして、益々國家組織の完成に對する希求を薄弱ならしむるに至つたことは、敢て怪しむに足らない。併しながら、かく論斷して

も、決して支那國民に全然國家意識の缺如せるを主唱するものではない。由來支那國民の傳統的理想は、後に詳説する如く、支那民族の居住せる所が世界の中心であつて、中夏・中華若くは中國と稱せられ、獨り文化の中心であつて、四邊の諸民族は所謂東夷・南蠻・西戎・北狄と稱して、何れも未開の蠻民であるが、漸次此等の諸邦も中華の文明に光被されて朝貢し來り、やがては中國が、かくして天下即ち世界を一統するに至るものであるといふのである。斯の如く、彼等の抱懷せる理想は一種の世界主義であるが、甚しく自己民族の文化を矜持せるだけ、それだけ自國に對する意識は寧ろ強烈である。從て支那人の國家意識は、吾人のこゝに謂ふ所の自我の擴大された國家といふ觀念とは全然意義を異にするもので、寧ろ民族的自覺、民族的意識とでも稱すべきものである。往々一部の論者は、近世支那が歐米と交通するに至つて、漸次人民の間に國家意識が發達し來り、殊に



日清日露の兩戰役に依て著しくこれが喚起せられ、更に最近は歐洲戦後の世界思潮の影響を受け、特に國家觀念の覺醒を見るに至り、現に熱烈なる反帝國主義運動や不對等條約廢棄運動の勃發の如きは、明かに彼等の熾烈なる國家觀念の發露であると高調するが、勿論一部の智識階級の間には、這般の傾向のないことはないが、之を以て多數國民の政治的自覺と看做し、我國民などの抱懐せる國家思想の發現と同律に考ふるならば、それは大なる誤解であつて、全く皮相の見たるを免れない。支那國民の排外思想に至つては、後に詳述する如く、その根源極めて古く、如上の意識に基く國家意識は、決して近年の發現に係るものではない。

凡そ古來支那民族の棲息する所を世界の中心とせる中夏思想、即ち一種の世界主義を抱懐し來つた支那民族に、國家觀念の薄弱なるは、毫も怪しむに足らない。殊にその理想政治にしても、消極的なる帝王政治であつ

て、政治上の干渉を欲しないものであるに、實際の政治が專制的なる獨裁政治であつたが爲め、その結果、國民として益々政治より遊離する心理作用を強烈ならしめ、斯くして國民は、國民生活を政治より防守せんとする強固なる社會組織を建設するに至り、國家を離れて此處に自己の生存を依據するに至つたものであるから、國民は一層政治を忌避し、國家組織の完整を思念せざるに至つたものに外ならぬ。従て一面、支那の社會は、國民が政治より逃避せんが爲めに建設した城郭であるといふことが出来るのである。併しこれといふも、支那の經濟資源が豊富であつて、國民は恵まれたる大自然に抱擁せられて、自給自足の經濟を保持し得たからである。惠澤餘りある大自然を環境として、悠々四千載の歴史を閱し來つた支那に於て、その人心の著しく消極主義となるは、また免れ難き自然の歸趨と言つてよい。斯の如くであるから、支那に戰亂が起り騒亂が發生しても、それ



は政治を職業とし若くは遊戯とする少数の野心家の間の争であつて、即ち社會の極めて表面の一部分の波瀾に過ぎないもので、社會の内部實質を構成せる大多數の人民には、直接何等の交渉を有せざるを常とするものである。これ支那に政治革命の容易に成功しない根本原因である。

支那の國民生活が以上叙ふるが如くであると共に、その國內の統一が困難であり、勢ひ極端なる地方分權制を馴致せし爲め、封建時代と同しく、動もすれば群雄割據の形態を出現せしむるの傾向を有して居るに加へ、政治が極端なる消極主義に陥りて、國內に普及せず、一般人民の實生活とは全然没交渉のものとなるに至つた結果、全く野心家の職業が若くは讀書人の一種の遊戯となり、斯くして政治上の紛争を瀕繁ならしむるに至たものであるが、殊に消極政治の結果は、産業發達せずして、獨り人口増加せしため、漸次多數の細民を生せしむることとなり、一層動亂の發生を助長せ

しむるに至つたものである。支那の人口問題に付ては、後に詳記する如く信憑するに足るべき人口統計のない爲めに、その實相を審にすることは出来ないが、元來支那民族は驚くべき増殖力を有して居るに係らず、過去數千年の歴史は全く文化を以て飾られ、その經濟に至つては、依然として幼稚なる状態を脱することが出來ず、殆ど見るべき生産の發達を示すに至らない爲め、夙に地方的人口過剰に陥れることは、疑ふべからざる事實である。その結果、支那の特産物ともいふべき無職の遊民・無籍の流民を首魁として、土匪・群盜・士棍・梟徒の輩が殆ど無數に散在して、絶えず和平統一の一大禍根となつて居るのである。蓋し唯た野心家の政争が激甚であるといふのみでは、未だ繼續的内亂状態を現出せしむる原因とはならぬのであるが、支那には一方に秩序を重んずるの念なき愚昧なる無數の細民が存在し、この細民が有力者の政争の道具として利用せられるが爲めに、秩序



の破壊動亂の瀬出を生するのである。而してまた、此等の細民を自然に放任すれば、土匪馬賊となつて生命財産を脅かすことになるから、この危険なる貧民を軍隊に收容し、以て秩序破壊の要素を變して、秩序維持の具となすの制度が、夙に發達したものである。然るに國民の大部分は極端に政治に冷淡であつて、政治が一部職業政治家の玩具とされるが爲めに、動もすれば一般の公職が私利を營む爲めに濫用せらるゝと同じく、軍隊も有力なる當局者の私兵となつて、その政争の爲めに濫用せらるゝのみならず、彼等地方官は、土匪討伐秩序維持の名の下に軍隊を募集し、在野の有力者も亦た比較的僅少の資金を以て、貧民を募つて軍隊を作り、比較的容易に内亂を起すことが出来るのである。

而して此の如き無職の遊民及無籍の流民より成るところの支那の軍隊は、その素質が極めて劣悪であるから、何等國防上の勢力となるを得ざる

は勿論、國內の秩序を維持するの具としても、殆どその用を爲さないのみならず、動もすれば土匪以上に良民の生活を脅かすの弊がある。諺にも賊兵如梳、官兵如櫛とあつて、官兵の暴行は古來著名の事實である。それに支那の官僚政治は、臣僚なるものには何人にも完全なる権力がないと同時に、十分なる責任もないといふ制度であるから、地方に土匪の徒が蜂起しても、各地方官は唯だ此等の徒を管外に驅逐することにのみ腐心し、徹底的に之を窮治せんとしない。従て人民もまた、土匪を防ぐが爲めに軍隊の派遣せらるゝことを欲せず、寧ろ土匪に適宜貢納を行ふて、その禍害を免れんとする實情がある。それに地方官にしても、匪賊のその管内に起つたことを報告して、自己の治績を問はれるよりも、之を秘するを便宜とするから、時としては官民協議して、賊に金品を贈つて難を免れんすることすら行はるゝ有様である。支那では、三省三縣などの界を三不管と稱し、四省



四縣などの界を四不管と稱する俗言があるが、これは、此等の地方は土匪の巢窟であつて、彼等の安全地帯であるからである。而かも斯の如き土匪と選ぶ處ろなき有害無益の軍隊も、これを維持するがためには巨額の経費を必要とするから、主として中下層階級より搾取した支那の國庫収入の大半も、これが爲めに費消せられて、その財政は殆んど破産に瀕せる有様である。斯の如く支那に無数の窮民の散在せることが、禍亂の根源を成して居るが、それでも革命前に在つては、兎に角形式だけなりと、中央に帝室といふ中心勢力があつたから、中央の覇權を争ふといふが如き全國的動亂が絶えず行はれるといふことはなかつたが、革命後は、全然この中心勢力を失ふに至つたが爲めに、政權は全く有力者の争奪の具となり、遂に近年の如き繼續的内亂状態を現出せしむるに至つたものである。それに後にも叙ぶる如く、近年遂に支那にも智識階級が増加するに至つたが、支那の如く

經濟が尙幼稚であつて、未だ農業國の地位を脱するを得ない國では、勢ひ識者階級は政治に衣食するの外ない爲め、これに志す者が過度に多數となり、その間の競争が自づから激烈とならざるを得なくなつた。併しそれでも、一般民衆の政治思想さへ進歩して居れば、政權の争奪は、自然政黨組織に依り、主義主張を以て輿論の判定に訴へることになるが、支那の如く民衆が無智であり、極端に政治に冷淡であるに於ては、勢ひ政争は激烈となるのみでなく、圖利の目的に供せらるゝことになるを免れない。斯くの如く、上には識者階級が多く政治に衣食し、輿論の監督を受くることなくして政争に没頭し、而かも國民の大部分は、國民生活を政治より防守せんとする鞏固なる社會組織を建設して、政治を忌避し、國家組織の完整を思念せず、加ふるに、下には生活に窮せる無数の貧民散在して、絶えず國內の安寧を脅かして居るのみならず、野心家は彼等を糾合して互に權勢を争ふ



の状態である限りは、到底支那の社會の秩序を維持するを得ないのは當然であつて、これ抑も支那に動亂の絶えない所以である。従て支那の和平統一を圖らんが爲めには、先づ一面國民の政治的自覺を喚起せしむると共に、他面無數の窮民に生活の安定を與ふるの策を講ずることが、根本の要務と謂はざるを得ない。

#### 第四 國民運動の真相

##### 一 排外運動の根基

歐洲大戰が世界の思想界に一大衝動を與へて以來、世界の老大國支那に於いても、獨りその圏外に超然たることが出來ず、各種の方面に新思想新運動の發生を見ることとなり、その結果、輒もすれば其鋒先を傳統的の排外運動に向けんとするの事態を呈するに至つた。輒近支那に勃發した勞動運動といひ、反帝國主義運動といひ、將たまた反基督教主義運動といひ、何れも外國輸入の模倣的思想運動であつて、兎もすれば利權回收、不平等條約廢棄、其他の國權回復運動となつて、排外的性質を帯びんとして居るのである。而かもそれが、最近國民革命軍の勢力擡頭と共に、一種の熱狂的國民運動たるかの如き觀を呈することとなり、いつしか平和的産業的な



る、従来の労働運動の軌範を脱して、遂には純然たる排外的暴動化するまでに至つたのである。恐らく今後尙此種の運動は、時に随つて顔出することであらうが、之が爲め、今や一般世人をして、「一體支那はどうなるんであらうか」といふ疑念をすら懐かしむるに至つた。併しこれが解答を得るが爲めには、先づ斯る事態を生み出すに至つた根本の原因を探求することが必要である。

凡そ近年支那に顔出する社會的若くは政治的性質を帯びた排外運動は、各種の事情が総合してその原因を爲せるものであつて、決して單純なる事由に基くものではないが、これに對して、次の二つの事實の特に閑却することの出来ないことが痛感せらるゝのである。即ち近年特に支那に知識階級の俄に増加したこと、古來支那に一貫した排外思想の流れて居ることの二點である。一體、支那の如くに、數千年來極端なる農本主義を固執

し、純然たる農業經濟を以て立つて來た所謂農本國に在つては、今尙ほ國民の主要部分が農業に従事して居るが爲め、勢ひ國民一般の氣風が甚だしく保守的退嬰的となり、其結果、自づから事物の改良進歩が行はれ難く、企業心が萎縮して振はないと共に、勢ひ資本の蓄積及び運用も盛なるを得ないといふ缺陷を生ずるを免れない。従てその結果、益々商工業の發展を妨ぐるの弊に陥り易く、支那が世界に比なき偉大なる持續的文化と無限の經濟資源とを保有し來りながら、今尙農業國たるの域を脱するを得ないのも實にこれが爲めである。社會が斯る固定的なる状態を呈するに於ては、たとへ如何に教育が發達して、多数有爲の人才が輩出しても、これ等國民の優秀なる分子は、結局經濟上活躍するに足るべき適當なる社會的地位を見出すことが出来ない爲め、或は徒らに政治に奔走して、往々にして社會の寄生虫たるが如き地位に陥るの危険がある。現に近年支那青年の海外に



留學するものや、國內に於て文明的教育を受くるものが、俄に増加するに至つたが、支那が依然として農業國であるが爲めに、折角文明的な新式教育を受けて世に出て、社口上手腕を振ひ得る適當なる地位を見出すことが出来ないで、勢ひ動もすれば、愚昧なる民衆を率ゆる煽動政治家の群に投じて、國家の危険分子たらんとするの傾向が現はれて來て居るのである。斯る社會現象は、往々にして農業國が商工業國に移らんとする時に當り起るところであつて、固より斯る事態は不健全なる社會に現はるゝ憂ふべきことで、殊に近年の支那の如くに、學業の途にある學生をも驅つて、政治運動社會運動の渦中に投せしめ、狂奔せしむるに至つては、國家社會に及ばず惡弊蓋し測るべからざるものがある。

尙若し夫れ、支那國民の排外思想に至つては、從來屢次時に隨つて具體化せられたが、その根底には矢張一貫した源泉が流れて居るもので、その

根源たるや、古くより自國が獨り文明の中心であつて、他國は所謂東夷・南蠻・西戎・北狄であると自負し來つた一種の排他的思想に萌芽由來せるものに外ならぬ。勿論支那の悠々四千載の永い經歷を有ち來つた炳乎たるその文化に至つては、世界に誇るに足るべきものがある。凡そ同一民族であつて、四千載の永い歴史と文化とを持續した民族は、殆ど世界を通じて類例を見ないところである。持久力のある文明は、支那の誇る可き長所であつて、たしかに支那民族の他國民に矜持するに足るところである。かくの如く支那民族は、古來彼等の生息するところが、天下の中央で、而かも燦然たる文化の中心であつて、漸次四邊の諸邦が、文化の力に依つて征服せらるゝといふ所謂中夏思想を抱懷し來つたと同時に、事實、過去に於て彼等の理想を蒙古民族や回疆民族に對して實現せしむるを得たといふことが、一層彼等の自尊心を強大ならしめたものである。全く支那民族は、初から



武力を用ゐて他民族を征服する方針を執らないで、文化の力を以て之を同化して、發展の前路を開くといふ文化的同化主義を執つて進んで來たものであつて、その彼等の有する偉大なる同化力は、これを認めざるを得ない。

この自負心自尊心が、事に觸れて排外運動を惹起す根柢となるものであるが、殊に日清戦争以來、列國の帝國主義的侵略が支那の上に加へられ、宛も被征服民族の如くに、事毎に甚しき壓迫を加へらるゝに至つた爲め、こゝに支那の上下に一種の反抗心が自づと醸成せらるゝに至つたもので、尙更に我邦に對しては、近年我國運が旭日の勢を以て發展し、一躍世界の強國に列したのみならず、特に支那に於ける我邦の地位は益々優越となり、世界の列強も之を認定せざるを得ないことに成つたに對し、他面、支那が之に反し漸々崩落衰退の兆を呈し來つたと相俟つて、こゝに支那の國

民の間に一種の己み難き日本に對する猜疑心が自づから抱懷せらるゝに至つたものである。これが抑々支那が、事毎に外國、就中日本及帝國主義の代表者として英國を排斥し、時に臨んで熱狂的態度をも示すに至る根本原因である。斯の如く支那國民の間に、排外思想が古くから根強く植付けられて居るものであるから、排外運動にしても何等近年に始つたものでなく、既に約四五十年前より利權回收運動として現はれ、之が爲めに、曾ては義和團事件の如き騒亂をも惹起したものである。従て殊に近年支那の國民が漸次自國の現狀に目醒むるに至り、新に文明教育を受くる青年が、列國の支那に對する強壓的外交を見るに至つては、如何に個人主義の支那國民といへども、民族的に自尊心の大なるだけ、いつまでも列國の強壓に屈服すべき筈のものではなく、いつかは猛烈なる反抗運動を起すに至るは當然の歸結たるを免れない。



以上叙ぶるが如き支那の社會状態が、畢竟外貨排斥事件や勞働運動其他の民衆運動を惹起すに至つた動因たるを失はぬが、併し、勿論これ等の運動を成功せしむるが爲めには、夫々適切なる運動の目當が無くてはならず、またそれに動かされるだけの事情がなくてはならぬことは論を俟たない。これが爲めには、先づ排貨運動にあつては、輒近國內に産業振興熱が熾烈となり、産業保護國貨維持の要求が熱烈となつたその機會を利用したものであつて、目指す處は一に國內産業の保護と言ふことであつた。即ち通例後進國が採るところの最も適切なる産業保護政策は、關稅政策であるけれども、憾むらくは、關稅の上に於ては、支那は列國より條約上の拘束を受け、自主權を有しない爲め、その最も有効なる關稅政策を自由に適用することが出来ないから、己むを得ず、支那内地製品と最も多く競争關係にあるところの日本品を排斥するものであると言ふのである。また勞働運動に

しても、暴戾飽くなき資本家、殊に外國資本家の下に虐使せられて居る勞働者を救ひ出さんとするものであると言ふことに根據を置いて居るものである。去らでだに、排外思想の強烈なる國民であるところへ、叙上の如き政治上經濟上の熱烈なる要求を基礎として、國民の敵愾心に訴へんとするものであるから、遂には一種の國民運動とも看做されるが如き事變をも生ずるに至るものである。殊に半面に於て、排貨運動の爲めに利益を受くる商業工業者が少からず存在し、また勞働運動にしても、我國等と異なつて、細民の多い支那に在つては、職工の雇入れに何等の手數も經費も要せず、何時でも補充し得るといふことが、甚しく一般職工を脅かして居るが爲めに、待遇條件の改善と言ふ好餌と相俟つて、彼等を容易く煽動し得る原因となつて居るものである。尙加ふるに、この機會に於て此種の運動を政治上或は經濟上或は社會上に利用するものが現はれ、一層之が波及を大なら



しむるものである。

斯の如く國內工業の保護といふ經濟上の痛切なる要求を基礎とし、排外を國産獎勵の目的に利用し、更に最近の如くに反帝國主義、不平等條約廢棄といふ好題目に利用するに至つては、全く時勢の潮流に棹したものであつて、嘗に之に依つて國民を統一して外に當らしむるに足るのみならず、世界の同情をも購ふことが出來、體面を重んずる一般支那人としては、固より之に反對することは出來ず、斯の如くにして國民の愛國心に訴へ、雷同性に富んだ一般民衆を煽動するに於ては、支那の如き不秩序なる國では、これが燎原の火の如くに燃え擴がるのは當然の歸趨たるを免れない。而もこの民衆心理を觀破して、國民黨が漸次其勢力を伸張し來るに至つて、此種の運動を所謂國民革命に利用するに至つた爲め、遂には勢の激するところ、彼の長江沿岸各地に於けるが如き暴行ともなつたものである。

而して尙爰に支那をして世界の駄々つ子たらしめたことに付いて注意すべきは、歐洲大戰以來各國の對支政策の著しく變化したることである。即ち歐戰以來、國際間の勢力均衡の激變せしに伴つて、各國の協調の破れた結果、輒もすれば各國は争ふて支那の意を迎へんとするの風潮を成すに至り、殊に獨露が不平等條約を廢棄して、支那と平等の地位に立つに至つてよりは、支那の意氣遽に昂り、さなきだに隴を得て蜀を望むを常とせるに、最近となつては益々支那をして慢心せしめ、遂に今日の如き世界の駄々つ子たらしむるに至つたもので、斯る形勢は必ずしも支那自身の爲めに利益なりと謂ふを得ない。

勿論、吾人といへども、近代支那人の覺醒を知り、その主張の正當を認め、その環境に同情を寄することに於て決して吝なるものではないが、併し彼等の衷心よりの國權回復、國威發揚の叫びに同情と理解とを持つこと



が、延いて彼の如き暴動を認容す可き理由とは決してならない。加之、一體労働運動にしても、不平等條約廢棄の排外運動にしても、從來の實際に徴するに、吾人をして何れまでが純真なる至情の發露であるかを疑はしむる點が少なくない。一般は彼等の運動を目して、資本家の暴戾に目醒めた眞の労働者の地位改善の叫びであり、己み難き愛國的至情の發露である。漫然斷定して居るが、果して然るや否や。勿論、支那の労働界に全然労働運動を起すだけの事由の存在しないことはないが、若し労働者自身の利益を擁護せんが爲めの労働運動ならば、何故に雇傭關係の改善を提けて闘はないのであるか、労働争議の戦術からしても、労働者を失業の危険に曝し、怠業罷業中の賃銀所得を失はしめる危険を避けねばならぬに拘らず、從來上海及青島に起つた争議に徴し觀るに、何れも殆ど無意義の騒ぎであつて、種々の要求事項の如きもすべて後に至つて提出したものに過ぎない。

い。元來支那の労働者は、外人紡績工場の職工などに至ても、多くは全く蒙昧なる無知識者であつて、概して従順であると共に、驚く可き忍耐力を有するを特徴とするもので、従て彼等の運動も畢竟指導者の煽動に基くものたるを失はぬが、其實際に徴して、吾人は指導者の眞意の那邊にあるやに就て大に疑なきを得ないのである。殊に不平等條約の廢棄などを主張する國權回復論者の行動に至つては、吾人は全然其可なる所以を知らない。一體、國權回復を排外に依つて求めんとするは、結局昔日の鎖國時代に復歸するか、然らざれば益々國權を喪失するの結果を招來するものに過ぎない。彼等は徒らに支那の亂源を列國の壓迫に歸するが、これは單に半面の理由たるに過ぎない。寧ろ其根本の理由は彼等の無責任なる行動に在ると言つてよい。彼等は徒らに外國を責むるにのみ急であつて、内に兄弟相争ひ、國權回復の先決條件たる内政の改善に向つての努力は、全くこれを高



関に束ねて毫も顧ることをしない。其國情の紊亂頽廢は清朝時代よりも更に甚しく、益々衰殘敗退の域に進みつゝある其自國の現状を彼等は決して知らぬ筈はなからう。知つて而かも改造に向つての努力を試むることなく、徒らに列國を誣めんとするは、寔に支那の爲め寒心せざるを得ない。

## 一一 排外運動の效果

斯く觀じ來らんか、支那の排運動なるものは、果して眞の愛國の至情より溢れ出でたる眞摯なる國民運動なりや否や、吾人は大に疑なきを得ないのである。また假令、之が眞正なる國民の政治運動であるにしても、反帝國主義といひ、不平等條約廢止といふも、結局の目的とするところは、外國品の輸入を排斥すると同時に、支那に於ける外人の企業を驅逐し、以て支那の經濟資源を自ら開發して、自足的經濟を行はんとするに外ならない

のであるが、之が果して支那の爲めに利益であるか否か、更に大に疑問とせざるを得ない。凡そ今日支那の爲す可き何よりの急務は、その政治組織の完整と經濟の振興とでなくてはならぬ。この二大事業の成し遂げられない間は、結局回復せられたる國權も、將た亦た、發育せられたる産業も、之を維持することが出来なくなるを免れない。殊に經濟の振興は、國家組織を完成せしむる前提ともなるものであつて、支那の現状よりして急務中の急務と言つてよい、而してこれ等の事業を遂行せんが爲めには、是非とも外國の助力に俟たなくては到底達成の見込がない。即ち國家組織を完成せしむる爲めには、先づ何よりかその財政の刷新を圖らなくてはならぬが、單に其紊亂窮乏の極に達せる今日の財政を整理し且支持するだけでも、到底支那の自力を以ては奈何ともすることの出来ないことは、前に叙べたる所に依つて瞭かである。尙若し夫れ經濟の振興に至つては、今



日その幼稚なる状態に顧み、支那の自力のみでは到底發展の望なきは疑なきところであつて、また過去の事實の明かに立證するところである。殊に支那更生の爲めの第一の要務は、その秘藏せる天然資源の開發であるが、これを行ふには是非とも外國の資本と技術の力に俟たねばならぬ。而るに唯徒らにこれが排斥を圖らんとするは、益々産業の開發を妨げ、却て自國を衰退に導くものと言つてよい。一體、去らでだに、極端に國內に資本缺乏し、商工業振はず、經濟の極めて幼稚なるが爲め、國民の大多數が生活の壓迫を受け、社會が無數の細民に惱まされて居る支那の現狀に於て、この上、更に外人の資本をも排斥せんとするは、所謂自ら墓穴を掘るものであつて、畢竟自殺的暴舉たるを失はない。勿論支那の國權回復論者が、穩健なる手段に依て列國の同情と理解とを購ひ、自ら治め自ら資格付けることに依て、その正當なる權利を回復するの手段を執らないで、徒らに焦燥

して暴力を用ひ、直接行動に依つて、目的を急がんとするその心理作用に至つては、一面彼等の環境に責任があるとも解せられないことはない。即ち内には絶えざる軍閥の争乱があり、外よりは常に列強の壓迫を被り來つた彼等の環境が、動もすれば彼等をして自暴自棄の舉に出でしむる所以であつて、その彼等の心理に對しては、寔に同情の念禁する能はざるものがある。殊に從來諸外國が支那を強壓し、これを戰敗國の如き地位に立たしめて、支那の自尊心を傷つけ、加ふるに利權獲得の目的の下に、軍閥を助けて、益々彼等の政争を激成せしめ、内乱を助長し、その結果、支那の國民をして、その現國家組織を一層價値の乏しきものと思はしむるに至つたことは、これを認めざるを得ない。而して斯の如くにして、支那の識者にして世界文明と接觸するに従ひ、益自國の境遇の不利益なるを感じ、同時に之より脱出することの非常に難事たるを覺り、從て之より脱出するが爲



めには、如何なる極端の手段を採ることをも辭しないといふが如き思想を抱かしむるに至つたことに付ては、列國は固よりその罪の一半を負担せねばならぬ。併しながら、それにしても國權回復論者の擇んだ手段に至つては、決してその目的を達成せしむる所以でない。殊に此の如き問題について、妄りに無理解なる下層民の暴力に依頼するときは、下層民は無智ながらに過度の自信力を生じて來るから、社會秩序維持の上より觀て、極めて危険なる策といはねばならぬ。今日支那の存立上最も緊要なるは、社會の秩序を恢復することである。内に秩序の亂れることが、抑も外侮を招く重大原因であるから、支那保全の根本は、外敵を防ぐよりも寧ろ秩序を回復することではなくてはならぬ。それに、不對等條約の廢棄の如きは、輓近の世界大勢に照し、殊に已に支那と露獨との間に於て、從來の一切の不對等條約を廢棄し、對等條約を締結した今日に於ては、いつ迄も現状を維持し

得べきものでないから、敢て暴力に依る直接行動に訴へなくとも、必ずしもこれが目的の達成は至難ではない。これ吾人が彼等の眞意のあるところを疑ふ所以である。抑も現時の支那の國情の有らゆる方面に於て敗退せることは、清朝時代よりも遙かに甚しく、殊に人心の頹廢せることは多く過去に例を見ない程である。一體、今日の國勢を致したことは、幾世紀に亘る各種弊害の積り積つた結果であつて、この宿弊を除却し、國政を一新することは、決して容易なる事業ではない。若し今日の如く支那國民が内に顧みることなく、自己の腹心中に存在する禍根を無視して、徒らに咎を列國に歸し列國を誣ゆることをのみ爲さんか、遂には却て救ふ可らざる深淵に陥るの外なきに至るであらう。従て支那の識者も恐らく漸次こゝに思を致すに至るに相違なく、また如何に列國の協調が保たれないにしても、外人の勢力を徹底的に排斥することは結局不可能の問題であるから、此種の



運動は決して永續し得べきものではない。

### 三 國民革命の前途

一たび國民革命軍が、政治上及社會上の變革を目的とする一定の主義を旗幟として立つや、早くも一部の人士は、支那の數千年を通ずる大小幾多の革命は、悉く霸道革命であつて、合理的手段に依る革命でなく、兵力又は暴力を以てする革命であつたが、國民革命軍の標榜するところは、眞の民衆革命であり、王道革命であつて、從來の軍閥が自己一身の私利の爲めに争つたものとは、大にその趣を異にするので、民國革命を甦生せしむるための打倒軍閥であるから、これこそ全く新支那の出生を意味するものであるとて、大にその前途を囑望したものである。而らば彼等の掲げた旗幟なるものは何であるかといふに、要するに孫文の編み出した三民主義と五

權憲法とに外ならぬ。而して三民主義とは、民族主義・民權主義及民生主義をいふもで、民族主義とは、一種の人種平等論たる漢・滿・蒙・回・藏の五民族の共和と所謂民族自決主義とを綜合したものであつて、不平等條約の廢棄も軍閥の打破も、こゝに根據するものである。民權主義とは、我國でいふ參政權の享有であつて、詳言せば、議員官吏の選舉權、之を罷免する罷官權、法律を改廢する複決權、法律を制定する創制權の四種の權利を總稱したものである。民生主義とは、廣義の社會主義とも解することが出来るが、畢竟國家社會主義を意義するものと觀るべきである。而して五權憲法とは、立法・司法・行政の三權の外、更に彈劾權と考試權とを加へたものである。この三民主義と五權憲法とが、中華民國の大憲章であるとして、これが實現を標榜して立つたものが、即ち國民革命軍である。従て革命軍が長江沿岸に進出するや、先づ民族主義の實行であるとして、軍閥の



打倒、帝國主義の排除を絶叫し、民生主義を實現せしむるものとして、無産階級の解放を唱導し、遂には勢の激するところ、暴力を以て外人の勢力を驅逐し、土豪劣紳の財産沒收を敢行せんとするに至り、ために一部の世人をして支那の赤化をも豫想せしむるに至つたものである。

曾て孔子は、大同之道を説き、大同世界の出現を理想とし、古來支那に幾多の理想政治が唱導せられたけれども、殆ど一としてこれが實現を見たことはなかつた。三民主義といひ、五權憲法といひ、何れも堂々たる理想政治ではあるが、支那の現國情に照して、果して容易にこれが實現を期し得るや否や。曾て洪秀全が廣東に立ち、遂に揚子江南を攻略し、南京に占據して拾五年間、支那の三分の二に該當する地域に號令したが、彼もまた基督教主義を信奉し、劔を以てその理想的天國を此の地上に造らんとしたもので、彼が拾余年間の政治は、決して從來の支那の聖賢の政治の下風に立

つものではなく、彼が萬民平等主義の上に、その政治の立脚地を築き、民衆を呼ぶに兄弟姉妹を以てし、飽くまで階級思想を排斥したのみならず、男女同權をすら主張し、現に奴隸の解放や禁娼を實行した點に至つては、當時に在つては、決して今日の革命軍の主張に劣るものではなかつた。併しそれでも、遂に曾國藩の爲めに亡され、而かも清朝に對する反逆者として、惡罵の間に葬られてしまつた。勿論それとこれとは、必ずしも同一に論ずることは出来ないけれども、支那の多數の國民が、今日の如く國家の政治を忌避し、租税を納むるは宛も土匪群盜に對して貢納金を支拂ふと同視して、國家組織の完整を希求するの念に乏しく、而かもその國情が前に詳述した如く職業政治家の野心を充たすに適應せるが如き現状の下に在つては、何れにしても國內の統一國家組織の完成は、到底一朝一夕に實現し得べしとは思はれない。從來の支那の動亂は、總べて野心家の權勢爭奪



であつたから、何れか一方が勢力を得れば、そこに必らず分裂作用を起すを常としたが、國民革命軍に於ても、漸く揚子江南の地を手に入れたとけで、已に内部に確執を生じ、分裂作用を起すに至つた。今後假りに革命軍が全國を平定するにしても、益々分裂作用を起して更に相互に相争ふこと、宛も過去に於ける北洋軍閥と同様の運命を辿るものではあからうか。

之を要するに、支那の秩序の紊乱は、一般國民の國家思想の薄弱なるに加へ、公共心に缺乏せるが如き、道徳上の缺陷にも原因して居るが、寧ろその經濟が幼稚なるがため、上にも叙べた如く、今日の支那に於て、識者階級も下層階級も極度の生存競争をなさねばならぬ境遇に陥つて居ることが、直接の原因といつてよい。これが爲めに、眞摯なるべき革命運動の如きも、動もすれば圖利のための自我的運動と化し、純真なるべき社會運動も不純の性質を帯ぶるに至るものである。近年の支那の政界は勿論、識者社

會の状況を見ても、甚しき道徳的廢頹を示して居るが、これとても、畢竟主として極度の生存競争を余義なくされたる境遇に陥つて居るが爲めに外ならぬ。本來の支那民族の素質よりせば、世界の諸優等民族に比して、決して劣等のものでないことは、その特有の文化が非常なる高度に進んだ歴史に照して疑なきところであるが、併し、社會が今日の如き状態を呈するに於ては、少數の先覺者が奮起して、社會改造を行はんとしても、到底容易に成功し得べきものではなく、また支那の如き固定した社會を有するに於ては、一舉にして一大變革を行はんとしても、決して成し遂げらるべきものでなく、種々なる變遷を経て、最後の安定に到達するものと觀ざるを得ない。而して先づ第一の道程に於て、經濟の振興を圖ることが最大の急務であつて、今日の如き極度の生存競争から國民を救ひ出すに於ては、自然に支那の社會が整頓して、自立自主の地位に到達することが出来るやうに



なるであらう。

## 第五 破産に瀕せる財政

### 一 歳出入の現状

凡そ支那政府の歳入が幾何に上るかは、世人の齊しく知らんと欲するところであるが、全國の歳入は勿論、中央政府の年々の収入すら、後に叙ぶるその財政組織上の缺陷に基く事由から、絶対に之を審にするを得ない。併しながらその財源は比較的單純であつて、主として租税に依れるは勿論、而かもその種類の如きも、唐宋時代より近年に至るまで、田賦、關稅、鹽稅及雜稅の四者を主たるものとし、唯だ清朝以來臨時稅として興したる釐金、即ち今日の貨物稅を之に加へたに過ぎない。蓋し支那に在ては、由來法制的變革は、王朝の更迭よりも難しとせられ、殊に賦稅の釐革に至つては、租稅の輕重を以て政治の善惡を卜する國民の傳統的習性上、一大難



事であつて、税制の根據は古今殆ど一貫して變易することがなく、歷朝命を革むるも、税制は舊に依て異なるなきを特色とするのである。従て後世國家經費の漸次増加するに伴つて、或は臨時税を興し、或は附加税手数料を設けて、纔に急需に應じたものである。而して此等の租税は、凡て國家の收入として地方政府の徴收に委せられ、一定額のみが中央に輸せられ、餘は地方經費に充當せらるゝものであるから、中央の財政は、謂はゞ地方よりの送銀如何に由つて決定せらるゝものと言ふ可きである。而るに輓近關稅並に塩税に於て、支那政府が自由に之を收支するを得ないことゝなつたに加へ、地方送銀の杜絶に備へんとの趣旨より、政府は民國四年以來、新に中央專款なる直接收入の項目を創設したから、爰に多少舊來の賦税徴收の方式に變革を來たすに至つた。併しその代りに、革命後國內の不統一は、遂に地方財政の獨立を激成せしめ、先づ國內收入の大宗と稱せられ來

つた地租は、全國の收入が少なくも八千萬元に上ることであるが、歷年各省に截留せられて今や全く地方税たるの觀あるに至り、貨物税の如きも五六千萬元内外の收入と稱せらるゝが、北京附近にて徴收せらるゝものを除くの外は、何れも地方政費に充用せられ、其他各種の雜税にしても二三千萬元の收入に上るであらうが、同じく中央の收入となるものは殆ど言ふに足らない状態であつて、舊來の地方の徴收に委ねられた歳入は、今や殆ど地方收入として、地方政府に依つて恣に濫費せられつゝある有様であつて、全く國税たるの性質を有せざるに至つたのである。即ち元と、此種の賦税が地方よりの送銀と成つて、中央財政を支持したものであるに拘らず、革命以來全く中央への送銀杜絶し、一時袁世凱の專制時代には多少復活したが、爾後更に年と共に激減するに至つたもので、現に民國四年度の一千九百一萬三千二百二十五元を最高記録として、五年度に千八百九十



萬元余、六年度九百八十餘萬元、七年度には六百餘萬元に遞減し、遂に十年度には三百四十餘萬元となり、其後は殆ど杜絶するに至つた。其外尙官業収入なるものがあるが、元來國庫収入として殆ど記するに足らぬ少額であり、更に中央各部の収入として、例へば司法部の訴訟費、農商部の登録費、教育部の學費及財政部の造幣餘利等があるが、これ亦た其額大ならざると共に、各部に於て自由に収入支出せるが爲めに、何等國庫に寄與するところがない。

於是乎、政府の重要収入は、勢ひ關鹽兩税と中央專款とに恃賴せざるを得ないのである。中央專款は、元と十一項の多きに及んだが、其後印花税は、別に印花税處を財政部内に設け、同分處を各地に分設し、煙酒に關する諸税は、中央に別に煙酒事務署を設け、各省に煙酒事務局を分設して、中央自ら征收することとし、地方をして徵收せしむる中央專款なるもの

は、契稅、牙稅及礦稅の三項に改められたが、此等の租稅も近年の如くに、中央の威力の全國に普及せない國情の下に在ては、實際上中央の収入となるは極めて少額であつて、現に最近の全國收入額は、煙酒に關する諸税に於て一千五百萬元に上るも、中央の實收は僅に十年度百七十八萬元餘、十一年度百四十餘萬元であつて、殊に印花税の如きに至つては、最近の全國の收入報告に依れば、三百二十八萬元餘に及ぶに拘らず、毎年の財政部送付額は三十餘萬元に過ぎない。唯だ關鹽兩税のみは、外人監理の下に在るが爲めに、年々良績を示し、關稅の如きは毎年の自然增收二百七十餘萬元に上り、開港地を距る五十支里外の常關收入（約六百七十萬元）のみは、各省に流川せられて中央の収入とならないが、五十支里内の常關稅及海關稅收入は、數の如く實收せられ、今や其額九千五百萬元内外に達し、鹽稅も亦た總收入額毎年九千萬元を超ゆる勢である。然れども此等の兩稅



は、何れも外債の擔保となり、支出上債權國の監理を受くるが爲めに、政府は全部を自由にするを得ないと共に、今や漸次其自由使用額が窮乏せる状態である。即ち關稅に在つては、毎年海關の經費約六百萬元内外と、同稅を擔保とせる外債の元利約六千萬元内外とを控除せらるゝが爲め、政府の實收となる所謂關稅剩餘金なるものは、如何に多くも三千五百萬元以上を望むことは容易でない。而かもこの剩餘金は、近年内債の整理に充用せらるゝこととなり、之に依て支拂はる可き内債元利が、年額三千萬元以上に及ぶから結局剩すところは言ふに足らない。次で鹽稅に付て觀るに、總收入は常に九千萬元を超ゆるも、地方經費に流用せられ又軍閥に抑留せらるゝものが、年々増加せる爲めに、外債元利を初め、徵收經費並に翌年繰越額等を控除せらるゝに於ては、所謂鹽稅剩餘金なるものは多くも三千萬元内外に上るに過ぎない。(一九二五年度三千二百九十余萬元。一九二六年度八百八十余萬元)。而るに政府は外債

杜絶以來、本剩餘金を擔保として短期借款を濫興せしが爲めに、此等の元利支拂に充當するに於ては、今や餘す所言ふに足らないのみならず、地方軍閥の恣に流用する額年々激増するに至つた爲め、一九二六年度の如き八百八十余萬元の剩餘金を見たに過ぎない。斯くの如くにして、一時政府の主として恃頼した鹽稅關稅兩余款も、上記の如く内債の整理償還に充用するに於ては、今や殆ど望を囑するを得ざるに至つた。従て現時政府の最も確實なる收入となれるは、北京附近にて徵收する貨物稅其他であつて、京師稅務なる收入が即ち是れであつて、毎年經費を除き其額二百萬元内外に及ぶと稱せられる、(東亞經濟研究第十卷六號及第十一卷一號拙稿支那の歲出入を論ず參照)。

支那財政の現状斯の如くであるから、支那の内外債總額二十四五億元の内、鹽稅關稅を擔保とせる外債は、債權銀行團自から其收入を管理して、數の如く元利を控除し、辨濟を受け居るも、其他の外債に至つては、近年



元利の償還全く停頓し、内債の如きも、特に總稅務司の管理の下に於て償還せられつゝあるもの、外債は、多く未済の状態であつて、叙上の關鹽余款も數の如くに之を充用せらるゝことなく、今や此種不拂内外債の額は、累積して總額十三四億元に達せんとする勢である。而してその内容の如きも、幾多の外債ある外、各種國庫證券及數百口に上る短期借入金等、その複雑せること、實に言語に絶する有様である。されば勢ひ政費の支拂の如きも兎角延滞勝ちであつて、事實、如上の窮狀に在ては、官吏の俸給すら支給するを得ざるに至るは、當然の歸趨たるを免れない。而して斯の如くにして、國家收入の大半が地方費に充用せられ、中央の財源枯渴せるも、地方はまた民國以來鹽稅の巨收を失つたに加へ、軍費の支出は年と共に増加せし爲め、何れの地方に於ても著しく政費不足し、之が爲め省公債若くは金庫券の發行、紙幣の濫發、銅貨の濫鑄、官有財産の賣却、民間よりの

借款、税金の前徴收等に依り、纔に彌縫補救せる現狀である。従て地方治績の毫も擧らざるは勿論なるのみならず、政府の財政獨り窮乏せるも、國民の負擔には何等の變更なく、依然として小吏の苛征誅求に苦しむと共に、軍閥の跋扈により其生活は多大の脅威を受けつゝあるの有様である。此の如く中央地方の財政何れも窘窮枯渴せるも、外債は國內不統一の爲めに容易に成立せず、内債の途亦た既に窮して其望なく、民國以來借款に由て綯繆し來つた傳統的財政々策も最早施すに由なきに至つたから、倘し此儘に放任せんか、益々政治の根本を確立し、回運の策を廻らすを得ないのみならず、遂には破産の悲運に陥るか、若くは列國の國際管理に附せらるゝの外なきに至る惧なしとせない。

## 二 財政組織の梗概



支那財政の紊亂せること實に言語に絶し、これが根本的大革新を爲さざるに於ては、支那の前途定に寒心に堪へざるは、上來叙ぶるところの如くである。而して之が根本的大改革を遂げんが爲めには、勢ひ其財政組織を一新して従來の弊政を釐革し、財政方針を變更して收支を適合せしむるの外、他に適策がある可くもない。

凡そ民國の財政組織は、大體に於て清朝の制度を踏襲したものであつて、中央には財政部なる財務最高機關があつて、全國の財政を總管し、地方各省には財政廳を置いて、中央政府の派遣官たる財政廳長をして、省内の財政を管掌せしむるの組織である。併しながら、元來支那の政治は、前にも叙べた如く、政府なるものは名は中央政府であつても、實は單に政府所在地地方の政治を行ふのみであつて、未だ中央集權の完全に行はれた事がないのであるから、勢ひ財政の如きも、中央政府は唯だ政府所在地の財

政を管掌するに止つて、各省の財政は夫々地方政府自ら之を掌るもので、中央は單に之を監督するに過ぎないものである。蓋しこれ畢竟極端なる地方分權制を採用せし結果の致すところであつて、封建時代は勿論、既に郡縣制度を採用した秦漢以後に於ても、地方分權制には殆ど實際上變化がなかつたものである。過去に於ける數千年來の行政組織が、既に斯の如き實情であつたのであるから、今日の如き中央の威令の地方に及ばないときに於ては、地方財政の全然獨立せるは、固より其所たるを失はない。勿論、清朝時代には、地方の財政權は全然總督巡撫の掌中に歸し、而かも督撫と中央の度支部(現在の財政部)とは何等の統屬干係なく、從て其間統整を缺くこと甚しかつたから、革命後は、全國各縣の徵稅を財政分廳に掌らしめ、各分廳を一省の財政廳に總轄し、以て中央財政部は全國の財政廳を統一せんとの策を立てたが、結局、一般の行政長官たる各省の省長若くは軍務長官たる督



辨に一省の財政徴税上の全権を委ね、各縣の行政長官たる知事に徴税を兼ねしめなくては、到底財務行政を實行することが出来ない爲め、遂に各省の財政は舊の如く獨立し、中央は殆ど與かることなきの狀を致すに至つたものである。加之、中央の財政は、財政部が之を管掌するを原則とせるに拘らず、而かも財政部以外に尙關稅に付ては稅務處、鹽稅に付ては鹽務署、煙酒稅に付ては煙酒事務署なる特設財務官廳があつて、特殊の財務を專管するのみならず、中央に於ける各部の如きも、その歳出入の一部は、財政部の手を経由するも、中には自ら收入支出するものも少なくないので、隨て財政部は中央の財政すら之を統一することが出来ない状態に在るのである。而して地方財政の如きも、上述の如く法文上に於ては、中央の任命せる財政廳長が、省長の監督の下に之を管掌するを原則とせるも、別に武官たる督辦なるものがあつて、而かも督辦は各々手兵を擁して地方統治の

實權を占握せると共に、その地位が廳長は勿論、省長の上に在るが爲め、勢ひ多くの場合に於て、省内の財政は督辦に左右せらるゝことゝなるのみならず、鹽稅關稅の如き夫々別に之を管するの專司があつて、全然廳長は勿論、省長の容喙をも許さないから、地方財政も亦た何等統一せらるゝことがない。斯の如くであるから、財政部は官制上に於ては、會計出納租稅公債泉幣專賣儲金銀行及其他一切の財政を管轄し、並に地方公共團體の財政を監督するものであると爲せるを以て、凡そ國家の財政に關しては、其職の及ばざるところなき筈であるが、實際に於ては、單に地方より中央に輸せる、賦稅を納めて、之を中央の諸經費に充つるの職務を爲すに過ぎないで、中央諸官廳の收入を全部收めて管理することも出來ず、殊に地方に對しては、省長及督辦との間に何等の統屬關係なき爲め、地方財政の監督も畢竟具文に止まるのみで、隨て財政部は全國財政の最高機關でありなが



ら、國家の收入支出が幾何に上るやをすら、之を審にするを得ない地位に在るものである。

中央政府の財政の不統一あること、以上叙ぶる如くであるが、地方に在ても、官制上に於ては、財政廳長は省内に於ける租税の賦課徴收、金穀の保管出納等一切の財務を管掌するものであるが、その實、省長及督辦の勢力地位大なるより、單に名義上の財務長官たるに止まつて、唯その事務は管内より送らるゝ賦税の一部を中央に輸し、其餘を藩庫に納め、以て省内の行政費に充つるに過ぎない。而して以上の各官は、何れも中央の派遣官であつて、其間何等直接の統屬關係を有せざるを特色とするのである。而してまた鹽税關稅の如きは、更に別に特設の財務官廳があつて、其收入を直接中央に輸し、省長督辦の關與をも許さざるは上に述べた如くである。地方財務機關として寧ろ重要なるは縣知事である。知事は幾多の官吏中、獨り

人民に直接し化育に當るもので、即ち其他の官吏は凡て所謂官を管する官であるが、知事は民を管する官であつて、支那政治組織の單位、官僚制度の骨髄たる可きものである。従て租税の如きも、直接人民より徴收するものであつて、而かも其收めたものは、單に規定せられたる所謂定額さへ上司に送れば足るので、大部分の殘額は自由に之を使用することが出來、而かも徵稅期及銀錢の換算率等殆んど知事の意のまゝに決定せらるゝものであるから、其權限は極めて廣大である。従て普通彼等は多數の吏員を使用して、只管收入の多からんことに力め、而かも上級官廳に納めねばならぬ定額すら、水旱其他種々の口實を設けて、減額することが多いのみならず、管内の行政費に對しては、厘毛の支出も之を吝み、敢て道路を修め橋梁を架すが如きことを爲さない。上級官廳も、地方が教育、土木、警察等に關する新政を施し、爲めに送金額減少の口實を爲すを懼れ、敢て地方



行政の治績の擧らざるを責むることがない。従て知事は、毎年上長には形式的會計報告を爲すのみで、事務は殆ど書吏に委ねて顧みることがない。書吏は古來支那上下の官廳に附隨せる寄生虫であつて、吏胥、胥吏、書辦或は單に書又は吏と稱して、少くも一地方に二三百人を下らない。是れ蓋し、革命以前にあつては、地方官は其郷里に於て任官するを得ないと共に、其任期は一地方に於て永きも三年に過ぎなかつたから、勢ひ土地の情況に通じ諸務に熟達せる彼等書吏に事務の處理を委ねざるを得なかつたが爲めで、遂には彼等は父祖代々相傳へて以て世業となし、地方的に一大勢力を形成するに至つたものである。而るに元來彼等は官吏でないから、職務上の責任は凡て主人に歸するより、虎威を藉て私慾を擅にし人民を苛征して止まない。支那財政の禍根實に爰に胚胎すると言つても失當でない

(拙著支那の經濟と財政参照)。

斯の如く財政機關並其系統は極めて不統一であるが、是れ畢竟、從來極端なる地方分權制を採用せし致す所たるに外ならない。勿論上にも叙べた如く、支那には未だ曾て眞の集權的國家の組織せられた事實は殆ど無いやうであるが、殊に清朝が北方より入つて支那を統治するに當つて、彼の廣大なる版圖に劃一的政治を施すことの困難なるより、明の遺制に倣つて、地方官の勢力を増大せしが爲めに、自づと一層極端なる地方分權を馴致するに至つたものである。元來支那は郡縣制に入つた秦漢以後に於ても、其實は何等封建制と擇ぶどころがなく、唯地方長官が中央の官吏たるの點に於て封建時代と異なるのみに過ぎないのである、現時各省の督辦省長が殆ど全權を以て其管内の政務を行ふのも、要するに如上の制度の精神を傳へたものに外ならない。一たび清朝の末年に財政統一の説出づるに及び、如上の諸弊を改めんと欲して、光緒三十四年十二月に、政府は旨を奉じて



清理財政辦法なるものを議奏して、從來各官廳が擅に收支せしを改めて、必ず當時の財政部たりし度支部の金庫を經由せしむること、し、更に度支部の権限を擴張して、國庫の統一豫算決算の編成を一任すると共に、地方に對しても、省内財政に關する事項は、隨時當時の財政廳長たる布政使より度支部に詳報して検査を受く可きことに改定したけれども、歴史的原因に防碍せられ、因襲の久しき遽かに各官廳の自籌の如きも之を禁遏することが出來ず、叙上の弊害の如き依然として改むることがなかつた。從て殊に近年の如く中央の威令全く失墜し、地方督辦の手兵増加し、軍費の膨張甚しく、上下の官紀頹廢するに於ては、地方の貢賦殆ど杜絶し、財政の窮乏紊亂甚しきに至るは、固より當然の歸結と言はねばならぬ。

叙上の如く支那の財政機關には何等の統一脈絡が無いのみならず、凡そ近世國家の歳出入は凡て豫算に依つて定まるを法則とするに拘らず、從來

支那には財政學上の真正なる意義に於ける豫算なるものが無い。唯歳入出に關する極めて緻密なる規定があつて、之に從て收入支出せられ、政府は敢て妄に國帑を費す可らざるものとせらるゝに過ぎない。即ち清朝以來に在つては、歳出入額及科目等は、凡て大清會典を以て一定せられ、變更することの出來ない定めであつて、從て經費の如きも各部各省に應じ一々之を固定し、各部各省は該規定に從つて經費を支辨せねばならぬものとせらるゝのである。而かも該規定は康熙乾隆に大成して、嘉慶年間に改訂せられたものであるから、百余年前の情況に應じて定められたものであるに拘らず、國情の著しく變化した清朝末年に至つても、尙之に遵はねばならなかつたもので、民國になつてからは、文明國の例に倣つて會計法なるものを立案したけれども、未だ實施せらるゝに至らないから、依然 大綱は前清の例に従ひつゝあるものと解するの外ない。從て清朝時代に在つても、時



勢の必要に應じて新に興つた政務の如きは、規定に照しては全く經費支辨の途がないのみならず、収入の如きも大清會典に固定せられたる經費を支辨せんが爲めに、一定の収入を充當するものであるから、經費の増加に伴つて収入を増加せしむることが出來ず、従て勢ひ新に興つた政務に要する經費を支辨せんが爲めには、各地方より特に新に一定額を納付せしむるの外なく、其結果、収入と經費とは凡て各獨立し、恰も特別會計たるが如き觀を呈するのである。即ち中央に於て新に經費を要する場合には、之を各省に分擔せしむるのであつて、之を派定と云ひ、各省の之に對する承諾を認籌と稱する。若し該省に於て其派定額を出すことが出來ないと稱して、認籌しなかつた場合には、中央政府は復た如何ともすることが出來ないのである。而して認籌額と云へども容易に接濟することがなく、中央よりの數回の督促に由つて初めて支出するを從來の實情としたものである。斯の

如く政府の収入支出が一定せると共に、極端なる地方分權制を採用したから、各省の經費は専ら各省をして自辨せしむるを原則とし、假令、經濟が貧弱であつて省庫の収入が少なく、以て經費を支辨することの出來ない地方があつても、中央は之に對して何等の補助をも爲すことのなきを例とした。唯だ斯る場合には、財源の豊富なる地方をして若干の銀兩を送附せしめ、以て其經費の不足を補救せしむるのであつて、之を協餉の制と稱する。斯の如きは、是れ蓋し、從來の制度に在つては、國家收入と地方收入、國家經費と地方經費とを區別せず、地方政府の徵收したる租稅其他は、均しく國家の收入であつて、中央及地方經費は凡て之に依つて支辨せられ、各省政府の地方經費を支辨するものも、畢竟國家の經費として之を支辨するものであつて、唯該地方に配當したる國家經費に外ならないと爲し來つた趣旨に出づるものである。



凡そ中央の収入は凡て之を各省に仰ぐものであつて、地方より中央に輸送するものには、従來米穀と銀兩とあつて、米穀を以てするを漕米と云ひ、銀兩を以てするを餉銀と稱したが、民國以來、米穀は之を銀元に代へて納むることとなり、漕米の制は之を全廢するに至つた。清末光緒以後、軍國多事にして經費の遽に膨脹し、到底斯る固定的豫算を守ることの出来なかつた際の如きに於ても、尙名義上成典の規定を奉せざるを得なかつたものであつて、従て形式上豫算なるものが全然ないではなかつたけれども、實際上は全く豫算なきと毫も異なることなくして、表面の形式は以上の成典に依つても、實際は全く時に應じ宜しきに従つて收支を爲したものである。而して中央の収入は一に地方の送銀にあるから、其期を愆らざらしめんが爲に、精細なる規定を設け、又官吏の不法行爲を豫防するに力め、之に關する種々なる賞罰規定をも設け、特に意を用ゐたけれども、地

方は天災其他に名を藉つて、自己の負擔せる定額すら容易に解送しなかつたから、清朝時代の如き、之が爲めに上諭を發したることか一再に止まらなかつた。革命後に於ても、制度の根本が改變せらるゝことなく、殊に事變以來地方の送銀が激減したから、民國四年五月改めて解款考成條例なるものを發布し、之が獎勵を爲すこととしたが、殆ど効果を見ることを得なかつた。而して政府の収入は、一定の庫に保管し規程に従つて支出す可き定めであるが、従來金庫制度は支離滅裂であつて、支拂命令官と出納官吏とは往々混同し、金庫と銀行とは連絡のないことではないが、官廳に依つて出納を司らしむる銀行を異にするの有様であつて、革命後、金庫の統一は財政整理の根本なりとして、之が統一を圖らんとしたが、鹽關稅の全然獨立せるは勿論、中央には中國交通兩銀行併立し、地方に於ても或は中國銀行若くは交通銀行の官金を取扱ふあり、或は今尙官錢局又は省銀行の管掌するあ



り、或は又官署に附設するものなどあつて、紊亂の情依然として從來と異なるなき状態である。

支那の財政制度に於ては、叙上の如く近世國家に於けるが如き豫算がないから、従て又決算なるものゝ存在する道理がない。然れども財務官廳として中央に財政部なるものがあつて、地方官府たる財政廳が之に従屬するから、地方より毎年中央に決算を報告すべきものとし、清朝時代に在つても、地方長官は毎年奏銷冊と稱して財政決算書を上奏するを例とした。即ち州縣官は其管内の租税を徵收したときは、其一部分を以て州縣の經費に充當し、尙一部分は定例に依つて之を儲存し、殘額は總て決算の上之を省政府に輸すると同時に、且其決算を報告し、之を銷算と稱し、省政府は又省内縣官より送附し來つた報告書を集めて、省政府の收支に關する決算書を作成し、中央に報告す可きものとして來たのである。而して中央も亦た

時として各省に命じて管下各縣の徵稅狀況を報告せしめ、之を編纂して賦役全書なるものを作成し、奏銷冊を統合したものを以て全國の財政と爲し、賦役全書に載するところを以て實際の徵稅額なりと爲し來つたものである。然れども元來中央及地方の歳出入は、上にも叙べた如く成典に依つて一定し、表面は一定額の歳入に照して一定額の歳出を制するものであるから、縣は一定の貢賦を省に輸せば足り、省も亦な一定の貢賦を中央に輸せば足るものであつて、一種の請負制度とも稱す可きものであるから、中央政府は地方の財賦を貢獻せしめて中央の收支を行ふに止まつて、地方の實際收支を計算し得可きものでなく、地方官も亦た收支の實際を示して、若し余剰があつたならば、直に中央より定額の増加を命ぜられ、其結果、一は自己の収入を減じ、然らざれば地方民より怨嗟の聲を聽かざるを得ざるに至る可きを以て、收支の實際を明かにすることがなく、單に前代繼承



の會計表に準據して、多少の修改を施し、形式的に報告書を作成して、上司に送るに至るは、是れ當然の歸趨たるを免れない。尙加ふるに、中央地方相互の官廳間に統屬關係のなきを古來よりの特徴とし、其關係が密接でなく、中央の官吏は殆ど地方の實情に通曉しないから、地方よりの奏銷は稽覈と稱して之を檢閲するの制度であるけれども、縦令、報冊に虚偽の記述があつても、之を摘發することが出來ず、勢ひ報告は形式的無意義のものとならざるを得ないのである。従て從來政府の歳入として發表せられたものも、畢竟各地方の中央に對する貢納定額と、尙留支定額と稱して地方に留めて使用し得可き額とを合計したものであつて、全く因襲的に虚偽の數字を彙算せしものに過ぎないのである。されば或る租稅收入が若干と稱しても、其全額が中央の收入となるものでないことは勿論、また必ずしも全國の徵稅實額を指示するものでもないのである。實情斯の如くであるから、

從來發表せられた民國五年若くは八年度豫算等と稱せらるゝものでも、要するに從來の如上の形式的報告に、更に多少推定上の増減を施したる架空的の數字を羅列したものに過ぎないのである。

斯の如くであるから、中央は定額と稱して地方に對し毎年貢納すべき額を規定して居るが、中央に威あり地方に災害のなきときには、此等の定額は缺くる所なく中央の收入となるのであるけれども、若し清朝末年以來の如くに、中央の威令が地に墜つるに至つては、如上の定額は愚か、地方の送金は漸次減少することとなるのである。而かも其結果たるや、人民の負擔には何等の影響はないのであつて、縦し毎年の定額が缺くるなく中央に送らるゝ場合でも、直接人民より租稅を徵收する下級官吏にしても、一定額を請負ふものであるから、此等の小吏は勢を恃んで種々の手段を以て人民より可及的餘分の徵收を爲し、一個の利を圖らんことに力め、獨り人民



は比較的重き負擔を課せられて困窮することがあつても、政府の収入は依然として従來の定額を超ゆることがないのである。斯る情態であるから、近年の鹽關稅の如き特別の機關に依つて管理せられ、直接中央の収入となるものは格別であるが、既して支那の財政は、地方より中央への送銀額如何に由つて決定せらるゝものと言ふ可きである。勿論清朝時代には都察院なるものがあつて、中央地方各官衙の財政を監督し、今は審計院なるものがあつて、大總統に直隸し、國家歳出入の決算を審定し、若し各官署職員の出納事項に於て、法令に違背し或は不正の情事あるを發見したる場合には、直に大總統に呈報す可き責任を有するものであるけれども、概ね空法空文であつて、所謂威儀三千に異らない。

曾て清朝の末年に、中央は地方存留を制限して、以て自己の収入を増さんことに力めたが、地方は種々の名目を立て、容易に留支額を減少するを

肯せず、殊に彼の髮賊の亂以後、始めて生じたる地方軍費なるものは、其後漸次多きを加へ、且つ地方に天災騒亂等があれば、常に該地方をして送金を輕減せしめねばならず、爲めに定額の収入も年次缺くる所大なるに至つたから、前にも叙べた如く、光緒三十四年中央は清理財政處なるものを設けて、度支部尙書之を直轄し、地方には各清理財政局を置き、數千年來因襲の會計法を棄て、新に實際の收支を計算すべきを命じ、中央より監理官を特派して之を監視せしむることゝしたるも、多年の因襲は遽かに改め難く、當時蒐め得たる報告の如きも、結局形式的數字の羅列に過ぎなかつたのである。



## 第六 幼稚なる經濟

## 一 重農抑商政策の弊

支那は古來農業立國主義を以て政治の基本と爲し、凡百の政治は一に農民を以てその基礎となし來つた。而かもその農本主義たるや、その根源己に太古の農業に胚胎し、それに彼の儒教の如きも、亦た重農主義を鼓吹したるが爲め、勢ひ他國にその比を見ない極端なる重農政治を實現せしむるに至つたものである。而るに支那に於ける歴代の農業政策を見るに、前に叙べた如く、その一般政治が極端なる消極主義であつた干係上、單に國民をして衣食に窮することのなからしめんとすの消極策に止まつて、進んで之に依つて土地の開發を圖り、生産の増加に務めんとすの積極策を講ずることが

殆どなかつたと共に、徒らに政治の本を農に措き、組稅夫役の義務の如きも、一に農民にのみ之を課したが爲め、漸次人口の増加と共に、却て農民社會をして甚しく疲弊困憊の地位に陥らしむるに至つたのである。それに他方商業に對しては、また農業の發達を侵害するものであるとして、これが抑壓政策を採り來つたが爲め、その結果は、勢ひ貨物の交易阻碍せられ、需給の範圍自づから狭小となるの傾あるを免れなかつた爲め、自然農民の經濟を自足的消極的たらしむることとなり、進んで資源の開發に力めんよりは、寧ろ退いて既成の富を守るに汲々たるに至らしめ、延いては遂に今日の如く一般の人心を極端に保守退嬰的ならしむるに至つたものである。されば今に到るも、支那の農業は、依然として原始的性質を脱することが出來ず、唯だ纔に生産力の一部を姑息なる方法に依つて利用せるに過ぎない状態である。



支那の商業は、己に周代に於て、大に發達したものの如く、當時既に鑄造貨幣の流通をすら見たと傳へられて居る。而して勿論當時の學者及政治家は、何れも農を貴びて國本と爲したけれども、これと同時に、商も亦た社會有用の業たること認め、必ずしも之を賤視することはなかつた。而るに戰國の中葉以後に至つて、漸く抑商論なるものが起るに至り、秦漢に至つて、益々商業を抑壓し、爾後抑商政策は、宛も歴代の國是たるやの觀あるに至つたのである。蓋しこれは、畢竟時勢の反動であつて、戰國時代に於ては、諸侯が互に使聘を通ずることが行はれ、延いて交通運輸の便が開かるゝことになつた結果、こゝに商業頓に發達して、商賈は漸く社會の一勢力たらんとするに至つた。而るに之に反して、農民は當時列侯間の烈しき競争の結果、苛重なる租稅夫役の誅求を被つたのみならず、他方商業の發達に伴つて、遽かに生活程度向上して財用の増加を見るに至つた爲め、漸

次疲弊困憊の狀を呈することゝなり、動もすれば商業の爲めに壓迫せられんとするの勢を示すに至つたから、その反動として抑商の議を生ずるに至つたものに外ならぬ。それが殊に秦漢に及んでは、商業益々旺となり、耕作の業漸く衰へんとするに至つた爲め、商は國本たる農を壓迫するものであるとして、遂に抑商論は政策とまでなつて現はるゝに至り、而かもその必ずしも儒教本來の思想と云ふを得ないに拘らず、漢以後に於ては、遂に儒教の旨義として之を表章するに至つたものである。これ後世久しく商業の世人より賤視せられた所以であると共に、古き文明を持續し來つた支那に於て、今尙商業の發達不十分なる原因である。此の如くにして、生産と消費とを連結せしむるところの重大なる機能を有する商業の發達が、動もすれば政府の施設に由つて妨げらるゝ有様であつたから、勢ひ農業の發達をも阻碍することゝなり、殊にその工業に至つては、他方資本の欠乏と技



術の幼稚なるに加へ、由來自主孤立經濟を固執し來つた干係上、近世の世界産業革命の影響を受くることも殆どなく、從て何等見るべき發達を遂ぐる事が出来なかつた。その漸く現代式工業の成立を見るに至つたのは、近年各國資本の侵入の行はるゝに至つてからのことであつて、それは唯だ一部の新式工業が、主として外人資本に依つて經營せられて居るに止まり、その固有産業の多くは未だ全然現代化するに至らないと共に、今尙支那は純然たる農業國たるの域を脱するを得ない。されば今尙交通の發達せざると相俟つて、地方に依つては、依然として自足經濟を營むものも少なからずして、今や漸く國內交通時代を脱して、國際經濟の班に入りたるに過ぎない有様である。支那の經濟が、今尙いかに幼稚であるかは、その對外貿易の現狀に依つて、最も的確に窺知することが出来るから、以下貿易の實情につき管見するであらう。

## 一 貿易の不振と其原因

支那が外國と交通を開始するに至つたのは、抑も何れの時代に濫觴するかは審でないが、已に紀元前、漢の時代より、陸路支那商により、海路シリヤ人により、羅馬帝國との間に、通商が行はれたと傳へられ、降つて唐宋(紀元六二四年以降)に至つては、アラビヤ人、ペルシヤ人などを介して、東西交通の相當盛に行はれたことは、當時寧波、杭州、泉州等に、貿易監理官たる市舶司の設けらるゝに至つたことに由つて想見せられる。それに支那が、初めて通商條約を締結したのが、一八四〇年の英國との南京條約であつて、これを我國に比べて、必ずしも遅くはない。

支那が外國と通商を開始したのは、斯の如くその年限必ずしも淺くはない、それに、元來支那は數千年の久しきに亘つて、世界に誇るに足るべき



炳乎たる持續的文化を保有し來つた大國であつて、而かも國內には殆ど無盡の經濟資源を藏すと云はれ、加ふるに世界に比なき多數の民衆を有し、殊に彼等支那民族は概して商才に長け、商業に巧であることに於いては、東洋の猶太人であるまで推賞せられ、且つその輸出入品には、一律に關稅の負擔があるとはいへ、その率は、未だ從價五分を超えたことがなく、多くは二分乃至五分の低率に止まれるに係はらず、支那の對外貿易に至つては、今尙その總額十七八億兩内外であつて、邦貨に換算して三十二三億圓に當るに過ぎない。勿論稅關報告初出の年たる一八六四年の輸出入額の僅に一億五百三十萬兩余であつたものが、今や十八億兩に達せんとするに至つたに徴すれば、その増加率たるや、我國の異常なる發展には及ばないにしても、一般諸國に比して、必ずしも大なる遜色あるものとはいふを得ない。併し、元來支那は銀貨國であるが爲め、金銀比價の變動に伴つて、必

らずや輸出入貨物の價格に少なからぬ影響を與ふるに相違ないから、銀價を以て表示せられた如上の貿易額の増加を以てしては、未だ必ずしも貿易品數量の増加を肯定することが出來ず、從てこれに依る増加率を以て、諸外國のそれと比較することは出來ない。今試みに、倫敦宛の平均爲替相場を以て、支那の貿易銀額を金價に換算して見ると、一八七〇年の貿易額が四千磅余であるに對して、最近の貿易額は三億磅内外であつて、その増加率の小なるに驚かざるを得ない。勿論支那の貿易には、稅關統計に掲出せられない陸境貿易や戎克貿易はあるが、併したとへ、これ等の貿易額を計上しても、支那貿易の不振であるといふ大數觀察は、これを動かすを得ない。

斯の如く支那貿易の發達遅々たるが爲め、その人口は全世界人口の二割を占むると言はるゝに係はらず、支那の對外貿易額は、未だ世界各國の貿易總額の二分にも當らない。從て人口一人當りの平均貿易額にしても、最



少限四億の人口としても、僅々八圓余に相當するに過ぎないで、我國內地の八十六圓、埃及の八十八圓、希臘の七十八圓、秘露の六十五圓、智利の四十六圓、土耳其の四十七圓に迫らざること遠いのみならず、暹羅の二十圓、印度の十九圓にすら及ばない。世界各國中、支那に並ぶは、近年の露國を除いては、殆ど言ふに足らぬ小國のみに過ぎない、彼の老大國を以てして、斯くも貧弱なるは實に驚くの外ない。

支那の對外貿易が叙上の如く微々として振はないのは、抑もいかなる事由に基くものであらうか。蓋しその間幾多の原因の存在することが發見せらるゝが、凡そ支那の貿易發展の徑路を一瞥するに、日清戰役以後に於ける銀價を以て表はされた貿易増進率が、必ずしも諸外國に比して大なる遜色なきと同時に、その連年の貿易額に著しき消長なきことが、管見せらるゝのである。勿論我國の貿易は、過去六七十年間に驚くべき發展を遂げ、こ

れに比すれば、支那の外國貿易の進歩は、遠く追ふところでないが、併し我國の進歩の著大なるは、海外との通商開始前まで、嚴重なる鎖國政策を固執して居つた爲めであつて、こゝ二三十年來の増加率に至つては、必ずしも異數とするに足らないのみならず、その貿易額は、年に依つて著しき消長を示して居る。之に反して、支那の對外貿易は、その間固より内亂、饑饉、排貨運動等の事由に基き、多少の盛衰はあるにしても、大體に於て年と共に遞増し、一時如上の事由のために、貿易額の激減を見ることがあつても、間もなくその減少が補充せられ、貿易に弾力性の乏しきを特色として居る。従て最近國內の動亂と極端なる排外運動との爲め、地方に依つては貿易は殆ど杜絶し、曾て見ざる衰微を呈するに至つたが、併し過去の統計的實蹟に徴すれば、事變さへ終熄するに於ては、今日の減退は自づから補充せらるゝことゝなるに相違ない。斯かる事實は、畢竟支那の貿易が、國



民生活上の必需品の需給を主眼として行れて居るものであると同時に、支那の現行諸制度の下に在つては、その貿易が已に飽満點に達して居るが爲めに外ならぬ。即ちこれを約言せば、要するに經濟が幼稚であり、國民の購買力が頗る貧弱であるが爲めである。されば支那の現狀を打破しない以上は、今後に於ても、從來同率の貿易上の自然増加はあるにせよ、到底各國並の貿易額に達することはないであらう。

斯の如く支那貿易の發達しないことの根本原因は、畢竟國民の購買力の極めて貧弱なるにあるから、過去の統計に徴してみても、輸出貿易の増加のあつた後に於て、始めて輸入貿易の増進を見るの有様である。現に歐洲戰爭中、支那の輸出貿易が未だ曾てなき發展を見た爲め、戦後、即ち千九百二十年以降、世界各國の對外貿易は、一時反動的不振に陥り、著しき減退を示したに係はらず、獨り支那の貿易は、輸出増加の後を承け、輸入貿

易が盛んであつた關係上、結局全體の貿易額に於ても、當時引續いて著しき増加を示したるが如きは、これ畢竟支那に於いては輸出の振はない以上、輸入の増加を見ることの出來ない實證といつてよい。即ち支那に在つては、國民の約八割が農民であると共に、古來自足經濟を保持し來つた關係上、その國民經濟が極めて幼稚なるが爲め、漸く生産品の輸出に依つて、外國品を輸入するの窮境に立つて居るものといふべきである。勿論、何れの國にあつても、農業經濟を以て立國の基本となす以上、斯る事象は免れ難いところであるが、支那が久しく自足經濟を採り來つただけ、一層その貿易に弾力性を缺くに至つたものである。従て支那の外國貿易の發達しないのは、結局要するに其輸出貿易が振はないからであつて、輸出貿易の振興を見ない限りは、到底輸入の増進を期待することは出來ない。殊に支那の貿易は、連年輸入超過を持続し、其入超は纔かに主として海外移民の



送金並に各國公私の投資に依つて決済せられて居るに過ぎない有様であるから、一層輸入貿易は輸出貿易に随伴せざるを得ない勢にあるものである。支那が、彼の廣大なる經濟資源を擁しながら、その輸出貿易額が今尙僅かに印度の三分の一に過ぎないのは、實に驚かざるを得ない。従て印度が千八百七十一年より千九百十三年までの間に於て、十八億兩(海關兩)の巨額に上る銀の純輸入高を見たに係らず、同じく銀を主要通貨となし、而かも國內に於ける生産高の極めて少ない支那に於て、その間に於ける銀の純輸入高が、僅かに二億六千萬兩に上れるに過ぎない。支那が現に甚しく資本の缺乏に悩めるも、要するに其輸出貿易が發達しないからである。

### 三 貿易發達の障礙

以上叙ぶるが如く、支那の外國貿易の微々として振はず、殊にその輸入

貿易上に於て、支那市場が列國爭覇の中心となり、各國が競争的に其生産品の販路擴張に鋭意努力せるに係らず、更に著しき増進を示すに至らないのは、要するに其輸出貿易が發達しないからに外ならぬ。而らば支那が彼の大資源を擁しながら、今尙その輸出貿易額が十四億圓内外に過ぎないで、我國ですら二十二億のレコードを有するに、斯くも貧弱なるは、何故であるかといふに、後に支那の經濟資源に付て述ぶるに當つて詳説する如く、固より國內の統一完からずして、騒亂が常に絶ゆることなく、諸般の制度は極端に紊亂し、加ふるに交通制度は不完全であつて、而かも一般國民の經濟上に於ける智識缺乏せることなどの如き、重要原因たるを失はぬ。その結果は、輸出品の大半を占むる天産品の生産者たる農民の經濟をして、著しく消極的自足的たらしめ、生産の發達を阻碍しつゝあることは、貿易不振の根本原因といつてよい。即ち農業生産が増加しないために、輸出貿



易が振はず、延いて國民の約八割を占むる農民の購買力が貧弱なるより、輸入貿易も勢ひ不振となる所以であるが、尙支那の農民が特に貧窮に陥れるは、實際に農耕に従事せる自作農の耕地が、小地域に區分せられ居ると共に、小作農の地主に支拂はねばならぬ小作料、並に地主より借入れねばならぬ生計費や農具種子に對する利子が、極めて高率なるに加へ、支那に於ける租税の大部分が、結局實際上耕作に従事せる農民の負擔に歸して居るといふことが、一大原因となれるものである。それに、元來支那が外國と通商を開始したのは、各國より強要せられて、恩惠的にこれを許容したものであつて、これに依て支那が自國生産の發達を遂げんとする何等の意圖をも有したものでないから、隨て歴代の政府にしても、兎角自給自足經濟を以て國是と爲さんとするの傾なきを得なかつた。これが爲め、今でも支那の一部に於て、天產品の輸出に課税して、國內に於ける供給を豊富ならし

むることは、國內産業の發達を助長せしむる所以であるとの、謬れる舊式なる保護貿易思想が抱懷せられて居る。斯の如くであるから、從來政府が、輸出貿易の保護獎勵に關して行つた施設としては、近年數種の生産品に對する輸出税其他の内國税を免除したもの、ある外、何等見るべきものがない。そののみか却て輸出貿易の發達を阻碍せる幾多の事由が存在せるに係らず、何等政府はこれが除却に力めんとしな（拙著支那の經濟と財政參照）。

凡そ輸出貿易の發達に對する直接の障礙となれるは、第一に租税制度上に於ける缺陷である。即ち今に至るも、支那の租税體系は、後にも述ぶるが如く消費税を中心とせるものであつて、纔かにこれに亞くは地租に過ぎない。而してその消費税は、主として通過税若くは關税の形式に於て課するものであつて、輸出品には其通過税が軽減せらるゝ制度になつて居るけれども、これも支那自身が輸出貿易を保護するといふ主旨の下に設けたも



のでなく、各國より強要せられて定められたものであるから、勢ひ實際上適用せらるゝ機會が極めて少なく、従て支那の租税は、主として國內生産品の上に課せられて居るものといつてよい。斯の如く一國の租税が、主として國內生産品に依つて負擔せられ、而かも輸出品に對しても國內消費税が課せられ、加ふるに不合理なる輸出税までも存在するに於ては、輸出貿易の發達を期することの出来ないのは、當然の歸結たるを免れない。

輸出貿易の發達に對する第二の障害は、彼の穀類の輸出を禁止せる防穀令である。蓋し斯る制度は、後にも叙述する如く、國際交通の發達しなかつた舊時代の姑息なる治安策であつて、海外との交通の極めて自由となつた現代に於ては、寧ろ斯る愚昧なる制度を徹廢し、これが生産を刺戟するに於ては、却て生産の増加を促進せしむる所以であることは、過去に於ける朝鮮の實例に照して、一點の疑なきところである。元來支那の農業は、

食用穀物耕作を本體とするものであるに、今日の如く防穀令の存在するに於ては、農民が勤勉努力して、國內又はその地方の需用以上の生産を爲すことは、徒らに穀價を暴落せしめて、農民の生存を危ふするの結果となるから、勢ひ農民の經濟を自足的ならしめ、若くは他の有利なる作物の生産に轉せしめ、土地の利用を不經濟的たらしむるや疑を容れない。近年支那が、米麥の供給不足に陥り、外國の輸入に俟たざるを得なくなつたのは、全くこれが爲めに外ならぬ。而るに、今尙本制度は食料品を低廉ならしめ、社會政策上大なる價值あるが如く信ずる者のあるのは、その經濟智識の幼稚なるを悲しまざるを得ない。永續的の防穀令は、決して食料品を低廉豊富ならしむるものでないのみならず、本制度は、輒もすれば都會的資本的勢力が、人口の大多數を占むる無智無力の農民を壓迫することゝなるの弊あるを免れない。勿論、今日已に支那は、食用米の供給不足に陥つて居る



が、一たび防穀令を撤廃するに於ては、必ずや生産の一大増加を見るに至るべきや疑を容れない。

次に輸出貿易に限らず貿易全體の發達の障礙となれるは、支那の銀爲替である。即ち支那と通商をなせる多くの國が金貨本位國であるに係らず、獨り支那が銀を主たる通貨と爲せる、謂はゞ銀貨國であるが爲めに、勢ひ爲替相場の變動が激甚であつて、その結果、貿易に投機的性質を與ふるに至るを免れないのである。蓋し銀貨國たる支那に於ける爲替相場は、勢ひ銀價の變動に因つて左右せらるゝことゝなるを免れないが、而かも銀は、その供給の上に於て、金銅其他各種礦物の附帶產物として生産せらるゝものが多いを占むる關係上、市況の如何に由つて、生産を増減せしむることが、金の如く自由なるを得ないといふ事情の存在せるに加へ、これが需要上に於ては、亦たその主たる需要者が印度及び支那の二大農業國であるが、

一體、農業國の經濟界は、概して天候其他の自然に由つて左右せられ易く、人力を以て調節を計ることが困難であるが爲め、勢ひ印度及び支那に於ける銀の需要は、極めて不定たるを免れないので、斯くの如く銀價なるものが、需給上の調節が困難なるより、延いてその變動が頗る激甚となるを免れないのである。斯の如く銀の相場の變動の大なることは、最も投機的目的物として適當せることを示すものであるから、勢ひ銀は投機の目的となり易く、これが爲め益々其相場の變動を甚しからしむるに至るのである。銀爲替なるものは、斯かる相場の變動激しき銀價を基準として定めらるゝものであるから、延いては勢ひ銀爲替そのものも、相場の變動大なるを免れないのである。これ銀爲替が著しく投機的性質を有すといふ所以である。而して今日一國の貿易を左右する生命ともいふべきものは、實に爲替相場であるから、その爲替相場が斯の如くにして甚しく投機的になつては、到



底貿易の發展を期することの困難なるは論を俟たない。近世に入つて歐洲の強國が、一たび金本位制を確立するや、諸國が競ふて金本位若くは金爲替本位制を採用するに至つたのも、畢竟これが爲めに外ならぬ(拙著支那の經濟と財政參照)。勿論、支那の輸出貿易の振興を圖らむとせば、先づ其根本の生産の發達を妨げて居る叙上幾多の原因を除去し、生産の増加を圖ることに努むるを要するが、併し此種の原因を除くことは、結局支那の國情の根本的改造に俟たねばならぬから、到底遽かにこれを期待するを得ない。従つて先づ輸出貿易の直接の障害となれる如上の諸點を改善することより創むるの外ない。即ち何よりか輸出品に對する有らゆる課税を免除し、且不當なる防穀令を撤廢することが急務である。一體、凡ての輸出品に課税し、且穀類の輸出を禁止するが如き一種の資源封鎖は、矢張り帝國主義的なる舊思想に基づく政策であつて、かくては支那が列國の帝國主義を排斥しながら、自らこ

れを行つて居るものといつてよい。唯貨幣本位の改革に至つては、各國の積極的援助に俟たざるを得ずして、實行容易でないが、之が改革を見るまでは、各國の貿易業者は、可及的輸出輸入兩業務を兼營して、以て多少たりとも爲替上の危険を調節することに努むるの外ない。而して何れにしても、支那商人の力に依つて貿易の發展を期することは出來ないから、いかにしても各國の助力に俟つの外ない。

#### 四 商人としての支那人

凡そ支那商なるものは、概して頗る勤勉であつて、而かも信用を重んずることが極めて厚く、利る見ることも亦た敏なりとして、從來各國人の大に推賞し來つたところである。これが爲めに、動もすれば支那人は、商業上邦人などの到底企及し得ない獨特の能力を有して居るかの如く見做さ



れ、所謂東洋の猶太民族として、後世恐るべき勢力を國際經濟界に占むるに至るべきを高調するものがある。併しながら、斯くの如く支那民族の特に商業上秀逸せるの觀あるは、これ畢竟一面支那民族なるものは、概して燃ゆるが如き熱烈なる貨殖の念を有し、從て頗る勤勉なるが爲めであると同時に、他面彼等の組織せるギルド制度の機能に基因するものに外ならぬ。

抑も支那人が、金錢に對し驚くべき執着心を有し、著しく貨殖の念に富むは、周知の事實であつて、その強烈なる慾求は眞に驚くべきところであるが、これは恐らく、支那の民族社會なるものが古來全く平等であつて、何等特種の階級制度なるものゝ存在しなかつたに加へ、その家族制度が著しく經濟上の個人性を發達せしめたことに根源せるものであらう。即ち由來支那には、特種の權力を專有する民族階級なるもの存在せず、全國を舉

げて帝室と人民とのみであり、而かも王侯將相何んぞ種あらむやで、これ等の地位も自己の力に依つて意のままに獲らるゝ制度であつたから、勢ひ人民は各自の力を待み、富を成すを以て唯一の目的となし來つたものである。即ち支那の社會に古來他國に見るが如き階級制度の存在しなかつたといふことが、抑も數千年の文化を持続し得た所以であつて、その結果、たとへ文明が時に沈滞することはあつても、また能く新生面を開いて活躍し來り、今日あるを得たものに外ならぬ。埃及や印度も、支那と同じく風文化の發達した國であるが、これ等の國では、階級制度が行はれたが爲めに、文化が沈滞停止的となつて、遂に國家の衰滅をも招來するに至つたものである。勿論、支那でも一時門地門閥を尊ぶの風の起つたことはあるが、これは支那社會組織の根本主義たる平等主義と全く相容れぬものであるから、一時の現象たるに止まつて永續しなかつた。斯の如く古來支那に階級



制度の存在しなかつたことを特徴とせるに加へ、支那の家族制度では、家長なるもの存在するも、家長は單に祖先に對する祭祀を司るを旨とし、家産は決して長子獨り之を相續することがなく、所謂分頭相續であつて、必ず家族に配分するを慣習とするから、時としては父子兄弟各自産を治め、一家内にあつても各財産を區分して明確ならしむることがある。故に勢ひ經濟上の所謂個人制大に發達し、獨立殖産の念自づと熾烈となるに至つたものである。斯くの如くにして、支那に於ては著しく個人主義經濟思想の發達を見るに至つたが、尙加ふるに其政治は徒らに消極に失し、政府は進んで何等國利民福の増進を計らんとするの策を講ずることなきのみか、政治組織の統一完整行はれず、國內の秩序は絶えず紊れ、人民は其生命財産の安全をすら毫も保護せられざる情態にあり、爲め、唯富を殖やすを以て畢世の目的となし、これに依て只管自己の安全を計らむとするに至つたものである。

のである。これ抑も一般支那人の概して勤勉であると共に、貨殖の念の強烈なる所以であり、殊に商務に従はんとするが如き稍才幹ある者は、孜孜として倦むことなく、財なきものは之を獲んことに努め、財ある者は益々之を増殖せんことに對し、必死の劃策に費心し努力するに至つた所以である。

而して凡そ支那に於ては、前に詳説した如く、或は同業者を中心とし、或は同郷者を中心として、ギルドを組織すること盛んに行はれ、ギルド制度の社會上經濟上に一大勢力を占むることは、宛も歐洲中世時代に於けるに異ならないが、實はこれに依つて以て漸くその國情の缺陷を補ひ、殊に商業の如きは、全く此制度に依つて發達し來つたものであると同時に、外國商の支那に來つて、安んじて支那商と取引することの出來るのも、一に如何なる種類の商業にも、ギルドなるものがあつて、取引上の信用を確保



しつゝあるが爲めに外ならぬ。斯の如くギルドが、政府に代つて組合員の利益の擁護と増進とに當る以上は、ギルドがその規約を嚴にして、組合員を統制し、團結の弛緩を防遏せざるを得ないのは當然であつて、從て何れのギルドに在つても、ギルド規約なるものは、組合員間に於ては全然法律同様の効力を有し、苟も組合員たるものは絶対に之を遵守せねばならぬものとせられて居る。支那商の特徴とせる幾多の長所も、多くこゝに胚胎して居るものといつてよい。蓋し一般に同業者を中心として組織せられるギルドに在つては、凡そ商業の發達すると否とは、主として商人の信用を重んずると否とに繋るを以て、ギルドは最も力を信用の保持に用ゐ、章程を嚴にして信用の破るゝを極力防止し、若し一たび之を破る者があつたならば、必罰假赦する所がない。若し禁に觸れて除名せらるゝ者があつたならば、一般組合員は絶対に彼と取引するを得ない定めであるから、勢ひ彼は

再び業を營むを得ないこととなるのである。斯く同業者間の制裁を嚴にせるを以て、一般商人の信用を重んずるも、畢竟自衛的必要に基くものである。而して通例組合員は、相互に有無相通じ、互に資力に窮することなからしめ、何人たりとも一たび危急に陥らんか、協力して救済の策を講ずるを常とする。動もすれば支那商なるものは、概して資金の極めて裕なるが如き觀あると共に、他方又支那商の如く信用の濫授を爲すもの稀であつて、一見支那は己に信用經濟時代の域に進めるやの觀あるも、畢竟如上のギルド制度の機能に基くものに外ならぬ。而して組合員は、相互に自由競争を禁じ、連絡を四方に通じ、日々相集まつて商況を語り合ひ、商略を講じ、利を見て機を決し、一致協力事に當るを常とする。支那商の動もすれば商機を見るに敏なりとせらるゝは、一に之に基くものでなくてはならぬ。また組合員相互に使用人の待遇法を協定し、不都合の所爲ありとし



て、一組合員の解雇した使用人は、絶対に他の組合員に於て雇入れざる規約存するが爲め、勢ひ使用人は勤勉とならざるを得ない。斯くの如くにして組合同約に制せられて、幾多の支那人の個性に伴ふ缺陷も矯められ、資金の缺乏せる支那に比較的商取引の發達して居る所以である。

以上叙ぶるが如く、一般に支那商の長所の如く觀察さるゝ特徴も、畢竟するにその個性に伴ふ特質に基づくところもあるが、他方そのギルド制度に負ふところも亦た頗る大なるものが存在するのであつて、殊更特に優秀なる商智商才を有するに因るものではない。寧ろ今日の進歩せる國際商業上に處すべき貿易上の智能に至つては、その教育制度の甚しく不備なるがため、著しく劣れるものあるを免れない。元と我國の支那貿易の如きも、殆ど在留支那商の占握せしところであつたが、今や大部分邦商の手に歸したのみならず、進んで本邦商が支那の商界に多大の勢力を扶殖するに至つ

たのも、これ一に支那商が國際商業界に馳驅するに足る能力を有しない缺陷に乗じたものに外ならぬ。而してまた現に支那の輸出入貨物は、三十數億圓に上るが、そのうち支那商の手に依て輸出入せらるゝものは、一少部分に過ぎないで、大半は外商の掌裡に占握せらるる有様である。但し今日我國などが、支那に對して商業上優位を保持せるも、畢竟叙上の如く貿易上の智能に於て一日の長あるが爲めに過ぎないから、今後支那商の如上の短所が、漸次補充せらるゝに至つたならば、或は彼等が到底本邦商の企及し得ない特徴を有するだけ、本邦商は多大の脅威を受くるが如き時期の到來しないものと限らない。この點に付ては特に我が商人の猛省を促さざるを得ない。



## 第七 資本の欠乏と特種企業組織

## 一 資本の欠乏

支那は珍らしくも四千載の永きに亘る持続的文化を保有し來つた國ではあるが、今尙その經濟が頗る幼稚であつて、未だ農業國たるの域を脱することが出來ず、而もその輸出貿易が一向に振はず、連年入超を繰返して居る國であるから、國內に資本の缺乏して居ることは疑なき事實であるに拘らず、今日尙一部論者の中には、その必ずしも然らざるを主張するものがある。而してその論據とするところは、畢竟支那國民の概して勤儉力行の民であること、一般商人の資力の豫想外に豊富であることの二點に歸着するやうである。

併しおがら、凡そ支那の如く國民の約八割が農業に従事し、農業經濟を以て立國の本と爲して居る國に在つては、勢ひ資本の蓄積及び運用の盛なるを得ないことは當然であると共に、殊にその外國貿易の稍發達するに至つて以來、今日迄約四十余年間に亘つて、連年入超を持続せる有様であつて、而かも貿易外の國際貸借上に於ても、必しも叙上の入超を決済して余りあるの状態でないから、到底國內に資本の蓄積があり得可くもない。勿論、支那國民の幾割までが農業に従事して居るかは、センサスの行はれない以上、到底之を審かにするを得ないが、今や相當商工業の旺なるに至つた臺灣に於てすら、尙本島人の七割強が農業に従事し、英領印度の如きに於いても、今尙國民の七割三分が農民であるといふ事實に徴して、支那に在つては、恐らく國民の少くも八割が農民であるといふことが推斷せられる。それに支那の輸出品に在つては、勿論最近漸次工業品の輸出が増加す



る傾向を示すに至つたが、今尙全輸出貿易品の八割三分が原始生産品であり、全輸入品の七割以上が加工品である點より觀て、未だその經濟が農本的性質を帯び、農業國たるの班を脱するを得ないことが窺知せられるのである。

一體、支那はあれだけの尨大なる領域を有して居りながら、不思議にも往古から國內に於ける金銀銅の生産が極めて少ない。唯だ金は北支那及び滿洲地方から多少生産せらるゝが、これも近年漸次減退するに至つた。勿論、金の輸出入に於ては、過去の事實は出超を示して居るが、これは貿易統計には表はれないけれども、西比利亞のアムール地方より少なからぬ輸入があり、且支那の海外移民の携へ歸るものが少なくないからである。それに、支那の國際貸借上の均衡は如何であるかといふに、米人レーマー氏の近著「支那の外國貿易」では、從來發表せられた税關報告の中、一九〇

三年以前の統計には、輸入品の評價々格に、誤謬があると言つて訂正して居るが、その同氏の檢討したところに依て觀ても、一八八四年以前の貿易が、結局出超總額二千萬海關兩に上る外、爾後の貿易は連年入超の持續であつて、一九二五年迄の入超總額が約三十五億兩に達する。それに加へて銀の輸出入が殆ど開港以來入超であつて、一九二五年迄の入超總額が三億八千萬兩余に上つて居る。唯た、金のみは過去を通じて計算すれば、結局出超になつて居るが、然しその總額は九千四百萬兩余に上るに過ぎない。從て叙上の計算に據れば、貿易統計發表以來の支那の入超總額は、結局約三十八億兩に上る勘定である。勿論、海關開設以前の支那の對外貿易は、概して出超であつたかの如く傳へられて居るが、縱し、假りに出超であつたとしても、一體、支那の輸出入貿易額が、二億兩を超ゆるに至つたのは、漸く一八八八年以降のことであつて、海關開設前の貿易額は多くも一億兩に上



ることがなかつた。それに、元來支那は孤立自足の經濟を國是と爲し來つた國であつて、漸く十七世紀に入つてから、各國より強要せられて通商を開くに至つたけれども、それも恩惠的に外國に之を許可するといふ方針に基いて行つたものであるから、海關設置以前に於て、出超に基く巨額の金銀の流入があつたものとは到底想はれない。

次に然らば、叙上の入超が如何にして決濟せられたかといふに、主として海外在住の移民若くは出稼民の送金及び歸還の際の携帶金、並に前清末以來の各國の競争的投資に由るものと觀るの外ない。蓋し支那の海外移民若くは出稼民の盛なることは周知の事實であつて、曾て一八五〇年以降二十五年間に、米國に對する契約移民として出稼したもの、如き、その數五拾萬と言はれ、歐洲大戰中佛國に出稼した苦力の如きも、約拾萬に上つたと稱せられ、海外に在留せる支那人の數に就ては、レーマー氏の如き、諸

家の説を綜合して、第一期（一八七一年—一八八四年）二百萬、第二期（一八八五年—一八九八年）四百萬、第三期（一八九九年—一九一三年）七百萬、第四期（一九一四年—一九二一年）八百萬と推算して居る。而して同氏は、彼等の本國に對する送金額を毎年平均一人當り、第一期三兩、第二期五兩、第三期及び第四期十兩として、以上の期間中の送金總額を二十億五千萬兩と推算して居る。而して更に同氏は同期間中に於ける支那の國際貸借上のバランスを左の如く計上して居る。（單位海關兩）

項目	支拂勘定	受取勘定
貨物入超額	二、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
銀入超額	三六一、〇〇〇、〇〇〇	
借款元利	九一〇、〇〇〇、〇〇〇	
金出超額		八二、〇〇〇、〇〇〇
移民送金持參金額		二、〇五四、〇〇〇、〇〇〇



外人公私投資並費消額

一、六七〇、〇〇〇、〇〇〇

合 計 四、一七一、〇〇〇、〇〇〇

三、八〇六、〇〇〇、〇〇〇

勿論以上の費目以外尙重要なるもので、支拂勘定に屬するものとして、運賃及び保険料、在支外人の送金を初めとして、其他尙在外支那公館經費、在外留學生旅行者經費、軍需品購入費等があり、また前表受取勘定費目中外人の公私投資額並に費消額は、これ迄に償還せられた外債の元利を控除しても、尙見積額少なきに失するを免れないが、これ等は假りに以上の貸方借方に依て略々相殺平均せらるゝものとしても、前表中の在外支那人の送金額に至つては、聊か過大に失するの感なきを得ない。即ち從來多くの支那研究家（モールス、ゴットワルト、リチャード、マクネール、レマーの如き）は、何れも近年に於ける在外支那人数を七八百萬と推算して居るが、これは確かに過大に失する。或は叙上の數には臺灣に於ける本島

人をも包含せるやも計り難いが、臺灣籍民は今や全然支那の移民として取扱ふことが出来ず、殊に彼等の支那に對する送金の如きは殆んど言ふに足らない。唯だ今日少數福建人の出稼民として臺灣に往來するものがあるに過ぎない。世界到る所に於いて排斥せられて居る支那移民の主として現在發展しつゝあるは、一に南洋地方である。而して同地方に在つては、今や支那人と土人との混血兒が少なからぬ數に上つて居るが、支那籍民として取扱はれて居るもの、數は、如何にも多くも四百萬を超ゆること大でない。されば在外支那人數は、如何にも多く見積つても、現在恐らく五百萬人に達することはなからう。それに、彼等移民の大半は、既に殖民後數代を経て殆んど土着民に異ならない状態にあるから、本國に送金する者は一少部分に過ぎない。勿論、歐洲戰爭中の如き時期に在つては、移民出稼民の送金並に歸還の際の携帶金は、或は一ヶ年七八千萬兩にも達したであらうと共に、



こゝ約二十年間に於ける平均額に於いては、或は一ケ年四五千萬兩にも上るであらうが、前表の示す如く、過去五十年間を通じて、平均一ケ年四千萬兩以上に達したものの推算は、聊か過大の嫌なきを得ない。併しそれでも、尙前表の國際貸借上のバランスは、支拂超過の勘定であつて、過去に於ける資本流入の大ならざるを實證して居る。支那が世界の大入超國たる英國の如く、特別な經常的國際收入を有することなくして、此の如く著大の入超を連続して居ることは、洵にその經濟の不健全なるを示すものであつて、この點から觀て、その秘藏せる經濟資源を開發して、輸出貿易の振興を圖ることのいかに刻下の急務であるかゞ察知せらるゝのであるが、殊にその入超の一半が各國の投資に依つて決濟せらるゝ状態であつて、現に支那の負擔せる外債は、約十六七億元に上る有様であるが、金銀の生産に乏しく、資本に缺乏せる支那としては、これが償還は一に物資の

輸出に依るの外途がないから、一層輸出貿易の振興を策するの必要に迫られて居るものと謂はねはならぬ(拙著支那の經濟と財政一〇七頁以下参照)。

斯く觀じ來つたならば、今日支那に資本の缺乏せるは疑を容れない事實であつて、その經濟の未だ資本主義化するに至らないのは當然の歸結である。斯くの如く支那に資金の缺乏せる結果は、一般市場金利が頗る高率であると共に、凡ての取引は延取引であつて、偶々現金取引を行ふに於ては、一定の値引を爲すの慣習すら行はれて居るが、尙これが延いて次の如き特殊の企業組織をも支那に發達せしむるに至つた。

## 二 特殊の企業組織

支那に於ける一般の企業、殊に商業の如きは、個人の單獨經營に成るものが比較的少なく、概して數人の共同經營であつて、而かも一種獨特の



組織から成立つて居る。即ち同族者朋友若くは同郷者數名が各々出資して、各自は普通多く表面に現はれないで、別に業務擔當者を設け、而かも共同の損益計算に於いて無限責任の下に業を営むものである。従て謂はゞ一種の匿名組合の如きものであるが、組合と違つて、普通多くは、業務擔當者は出資者に雇傭さるゝものであつて、而かも出資者は通例其名を外部に公表しなくとも、營業上に於ては無限に責任を負ふものである。即ち資本家は業務擔當者たる支配人に一切の業務を委任し、寸毫も干渉を加ふることなく、唯だ之を監督し、利益の配當を受くるのみであつて、營業は凡て商號に依つて支配人之を専行し、利益のあつた場合には、固より支配人にも之を配當するが、損失に對しては、出資者のみが各その出資額に應じて無限に責任を負ふものである。此種の共同企業は、支那の總ての企業を通じて普く行はるゝところの組織であつて、稍規模の大なる一般商業や金

融業などは勿論のこと、甚しきは路傍の一小賣店の如きすら、時として類似の組織に依て經營せられて居る。

凡そ斯くの如き企業組織の支那に發達したに就ては、固より種々の原因が存在する。即ち元來支那人は貨殖の念に富み殖財の術に長じて居るから、可及的投資した資財の危険を少なからしめんが爲めに、單獨の業務にのみ投資することなく、なるべく資金を分割して多方面に投じ、以て恐慌に際して、偶々一營業の破綻が、直に以て一身の總財産に累を及ぼすことを避くるの風あるが如き、また支那では元來家長の負債は一家の責任であつて、且時効の制度なるものが認めらるゝことなく、債務は無限に之を負はねばならぬ慣習であつて、債務上の責任が極めて嚴重であるが爲め、共同企業に依てなるべく責任を分擔して軽減せんことを圖るに至つたことなども、斯かる共同企業の發達を見るに至つた原因たるを失はない。然しそ



の根本の原因に至つては、矢張り資金に缺乏せるからであつて、此種の共同企業は専ら信用を基礎として組織せらるゝものであるだけに、後にも述ぶるが如く却て危険性を帯びて居る。それに支那では、古來政治上一種の社會主義が實行せられ、可及的の人民の財産を平均し、兼併を防ぐを以て善政と爲したと共に、支那の家族制度では、家産は長子が獨り之を相續することがなく、必らず家族に之を配分する所謂分頭相續であるから、一般に資本の缺乏せると相俟つて、殊に大資本家なるものに乏しい。従て一層一業を營むにも親族友人より資本を集むるを必要とするのである。

而して尙斯かる企業組織の發達を促進せしむるに至つた重要原因のひとして特に注意すべきは、支那に或る意味に於ての信用制度が特に進歩せることである。蓋し支那では、上に述べた如く債務者の責任が極めて重く、債務は子々孫々に及ぶものとせられ、負債そのものが直に罪惡と看做され

破産はその原因の如何を問はず、一律に嚴罰に處せらるゝものであつて、負債に對する制裁が頗る峻嚴なるを慣習とする。これが爲め、動もすれば一般世人は事業に對する資本の大小や事業の成績如何を顧みないで、只管出資者の資産信用のみを目當として、極度まで信用の濫授を爲すの風がある。されば叙上の共同企業を行へば、世人の之に與ふる信用程度なるものは、雷にその出資額の合計ではなくして、各出資者の有する信用の全體にあるのである。従て共同企業の支那に旺んに行はるゝに至つたのは、一は斯くの如く出資者の信用を極力利用して、手廣く多額の取引を爲すことが出来るからである。斯くの如く出資に對する信用が、過大であるが爲め、動もすれば資本家は、聯號と稱して、その資財を巧に數箇の事業に分割投資し、每事業自家の全財産を標準とする信用を受け、その資産に數倍する取引を行ひ巨利を博せんことを企てるのである。即ち例へば、甲乙丙各自



一萬兩宛を醸出して共同事業を開始したとすれば、該事業の資金は僅に三萬兩に過ぎないけれども、甲乙丙出資者の責任は無限であると共に、若し彼等が一家の家長であれば、彼等の該事業に對して負ふところの責任は、各々その一家全體の責任となるから、世間の該事業に對して與ふる信用程度は、時として甲乙丙各一家に對して與ふる信用合計に等しきものとなるので、從て僅々三萬兩の資本を以て、數十萬兩或は數百萬兩の取引をも爲すことが出来るのである。尙甲乙丙各自が、その信用を巧に利用して、數種の事業に投資すれば、自己の資産に數倍する信用を獲て、手廣く業務を營むことが出来るのである。

斯くの如く共同企業は、出資者の信用を極度に利用することが出来るといふことを特徴とするものであるが、その代りに、若し一朝事業に蹉跌を來すが如きことがあつたならば、資本に數倍數十倍する大缺損を生じ、而

かもそれが各方面に波及して殆んど收拾するを得ない状態に陥るのであつて、斯かる事例は過去に於て稀なりとしない。然し一體斯かる危険なる組織が、如何にして平時大なる破綻もなくして支持せられて居るかといふに、これは一に支那經濟界の中堅をなせるギルド制度の機能に基くもの以外ならぬ。即ち支那の商工業者の間には、夫々同業者を中心として鞏固なるギルドが組織せられて居つて、これあるが爲めに支那の經濟が保持されて居るものであるが、殊に斯かる信用を基礎として組織せらるゝものにあつては、ギルド制度に負ふところが極めて大である。即ち團體員各自の信用を維持するは、ギルドの重要目的とするところであるから、ギルドは最も力を信用の保持に用ゐ、章程を嚴にして極力背徳不信の所爲を豫防すると共に、若し團體員の一人が一たび危急に陥るが如きことがあれば、協力して救済を講ずるのである。斯くの如く、一面ギルドの制裁が嚴であ



ると共に、他面互助的共濟制度が發達して居るが爲め、叙上の如き信用の濫用甚だしき共同企業組織も、大なる破綻を見ることなくして、運用せられて居るものに外ならぬ。事實、また支那の如き資金に缺乏せる國に在つては、一般商業は信用取引に依るの外ないが、これが爲めには特に國民經濟の進歩しない以上は、債務者の責任を嚴にするの外なく、斯くして自から此種企業組織の發達を見るに至つたものであらう。之を要するに、多くの支那商人が極めて少額の資本を以て巧に資金を融通し、著しく巨額の取引を爲して居るのも、畢竟叙上の共同組織に依て出資者の信用を極度に利用し得るからに外ならぬ。彼の上海などに於ける一流の錢莊が僅か拾萬兩内外の資本金を有しながら、常に數百萬兩の取引を爲して居るのも、凡て彼等の企業が此種の共同組織から成立して居るが爲めである。一部の論者が、今尙支那商人の資力の豫想外に大なるを主張せるも、畢竟叙上の事實

を誤認せるが爲めであつて、その資力は概して寧ろ貧弱たるを免れない。然しながら彼等は多く勤儉力行であり、且貨殖の念に強いだけ、資力以下の生活に甘んじて居るから、吾々日本人などより觀て、所謂見掛けによらぬ金持であり、またギルド制度の發達せる關係上、信用を重んずるの厚きことも、到底日本商人などの及ぶところでないことは疑なき事實である。凡そ此種の企業組織は、零碎なる資本といへども、之を有利に運轉し得るの利益があると同時に、専ら信用を基礎として組織せらるゝものであるから、團結も頗る鞏固であつて、個人企業に比しては取引上の信用も厚く、大體に於て、支那の國情に適應した制度たるを失はない。勿論方今産の發達は、個人或は數人の家族若くは故舊の資本を以てして、能くこれに順應するに足る企業機關を設立するを許さないことは、論を俟たないところであつて、支那の如き資本の缺乏せる國に在つては、零細なる資金を廣



く集めることの出来る株式組織の會社事業が最も適當であるけれども、元來株式會社組織は、負債に對する責任が有限である爲め、此種の共同企業の如き無限の責任を負ふべき支那固有の慣習に反するのみならず、支那の如き何等法制上の取締監督なく、殊に民族性の著しく公共心に欠缺し、その爲めに親族故舊以外の多數の結合にあつては、多く無規律亂雜に流れ、何人も進んで事業のために盡すの誠意を有するものなく、いつしか先天的の利己に歸り、事業の利害は全くこれを顧慮せざるに至るを常とするやうな國では、株式組織の企業は未だ近世的企業の經營に對する訓練を経ないに相俟つて、概して成功を期し難い。これ支那に於ける株式組織の事業の多く失敗に了る所以である。併し特に巨額の資金を必要としない一般商業上の經營にあつては、在來の共同組織を以て足るのみならず、寧ろ支那の國情に適應した組織であるが、之に依つては、到底現代的大規模の企業を行

ふことは出来ない。従て此種の大企業に對しては、いかにしても外人の投資經營に俟たざるを得ない。これ前にも叙べた如く、支那に於て外人の企業を排斥するを得ない所以である。



## 第八 人口問題と經濟資源

## 一 人口四億説の由來

人口問題は、支那に於ては今や重大なる社會問題となつて居るが、未だ信憑するに足る可き國勢調査の行はれたことのなきは勿論、戶籍法の如きすら完備しない同國のことであるから、所謂公簿調査、本籍人口に付ても、何等統計の徴すべきものなく、從來漫然全國の人口四億と號し來つて居るけれども、これとて何等根據のある數字でないから、從て殆ど論議すべき基礎を見出すに苦しむのである。

勿論、支那に在つては、古來家族制を以て建國の基礎となし、家を以て社會組織の單位とあし來つた關係上、歷朝の法制は戶籍を重視し、歷代戶口

の數を調査することが行はれた。併しながら、その戶口調査なるもの、目的は、主として課稅徭役若くは兵賦を定むるが爲めであつて、全國の民數を知らんが爲めに行つたものではない。即ち古來支那に於ける國家收入は賦役であつて、賦は元來田賦の義であつて、今日の地租に當り、役は力役の意であつて、後世の所謂人頭稅に相當し、その負擔の比率は家を以て之を定むるの制であつた。從て偶々或る時代に於て、正確なる調査が行はれたにしても、その擧ぐるどころの人口なるものは、概ね被稅者被役者の數に止まつて、全國の人口に及んだものではない。尙殊に調査の目的が、主として賦役を定むるにあつたから、古來戶籍を重視したとはいへ、曾て完全なる戶籍の編せられたことのない支那に於て、その間隱匿せらるゝものゝ少くなかつたことは、寔に想像に難くない。されば癸巳類稿及東華錄など、史實に現はれた統計に徴しても、禹の時(紀元前一八二二年)の人口千三百五十



五萬と稱せられて以來、漢の天下を一統するに至るまでの間に於ては、常に千數百萬を數ふるのみで、漸く西漢の盛時、即ち平帝の世(紀元二年)に至つて五千九百五拾九萬を算するが、而かもその後、亦た清の乾隆年間に至るまでの間約千七百五十年間に於ける人口は、依然五六千萬を超ゆることなく、甚しきは康熙五十年(一七一一年)の如きは、僅に二千四百六十二萬を數ふるに過ぎない有様であつて、いかにも各時代の計數が、唯徒らに前代繼承の統計を羅列し來つたに過ぎざるやの觀あるを免れない。

此の如くにして、清朝時代に至つても、世祖順治元年(一六四四年)以降、每五年に一回全國の丁數(十六歳乃至六十歳の男子數)を調査し、後毎年一回の調査に改めたが、乾隆年間に至るまで、毫も丁數の増加を見ることがなかつた。これ蓋し、支那に在つては、由來賦税の釐革は王朝の更迭よりも難しとせられ、税制の根據は古今殆ど一貫して變易することなきを特色とし、國家の收入の如

きも會典に依て固定せられたから、勢ひ此種の調査も畢竟形式的に過ぎなかつたが爲めに外ならぬ。之を以て、聖祖康熙帝の世となるや、同帝は從來の人口統計上に於ける隱情を洞破して、康熙五十一年に上諭を下し、各州縣の丁數は康熙五十年の數を以て定額とし、爾後丁數が増加しても、其徵税を増さないことに改め、更に康熙の末年より雍正年間を経て、直省の丁賦(丁税)を漸次地賦(地租)内に繰入れて、從來の丁税を廢止することにして、人口の實數を知らんとする新なる方針を立つるに至つた。勿論、その後にも、遽に著しき人口の増加を見るに至らなかつたが、更に乾隆年間に入つてから、他面戸口徵知の便法として、各地方の保甲制度(十家を牌と爲し、十牌を甲と爲し、十甲を保と爲すもので、一種の自治制といつてよい)を利用して、その報告に依ることに改め、爾後戸口調査の徵税に關係なきことの瞭となるに至つたと共に、こゝに果然人口數の激増を見ることとなり、已に乾隆六年(一七四一年)には一億四千三百四十余萬の



數を示すに至つた。併しそれでも、叙上の五六千萬の數が、若し全國の丁數を示すものとせば、各國の統計上十六歳以上六十歳未満の男子丁數は、全國の約二割五分を占むると言はれるから、當時已に全國の人口は二億に達して居つたものと謂はざるを得ない。果せる哉、その後乾隆帝の二回に亘つて上諭を下し、戸口報告を督勵してからは、彌々口數を増し、遂に乾隆五十五年には三億を越ゆるに至つた。殊に尙乾隆以後に至つては、歷朝戸口の繁庶を示して百代に誇耀せんとするの風を致して、益々民數の増加を示すこととなり、遂に道光二十五年(一八四五年)には四億二千三百三十四萬を算し、乾隆五十五年より僅に五十余年にして實に一億二千萬の激増を示すに至つた。その後は如上の計數に推定的増加を施し、光緒二十八年(一九〇二年)には四億三千九百九十四萬余の數を舉示するに至つた。支那人口四億と呼ばるゝに至つた由來は、こゝに基因するものであつて、そのいかに根據なき

架空の説たるかと想見せられる。

## 二 人口三億説の由來

而るに清朝の末年に至り、諸般の新政を施さんとするに及んで、全國の人口實數を知らんと欲して、民政部は、調査戸口章程を發布して、戸數は宣統元年(一九〇九年)より翌年十月を限り、人口は同じく同元年より三年十月を限り調査し、同五年に至つて完全なる統計を編成する計畫を立て、之を各地方に令達したのである。斯くて戸數調査のみは漸くこれを爲すを得たとして、二年七月第一回戸數統計を、三年七月第二回戸數統計を發表したが、人口調査は遂に成ることなくして、清の滅亡に會した。併し當時發表せられた第二回の戸口統計によれば、全國の戸數が六千二百四十八萬戸余であつたと共に、代表的地方について平均家族數なるものを調査した結



果、一家の平均人口五・五であつたことから、全國の人口が三億二千萬と推定せられたのである。該戸口章程では、戸毎に民政部所定の門牌を編釘し、二戸以上同居するものは、之れを正戸附戸に分ち、門牌に依て戸數及び戸主の姓名を調査した後、口數調査を爲すもので、斯くして民政部所定の査口表を毎戸に交附し、居住者の人名、年齢、職業、貫籍などを記して、十日間以内に提出せしむる規定であるが、元來支那では、前に述べた如く完全なる集權的國家の組織せられたことがなく、歴代上下官廳間に統屬的關係なきを特色とせると共に、殊に官紀の頹廢甚しく、中央の勢威の著しく失墜せし清朝の末年に於て、特に巨額の調査費を投するなくして、本來數字の觀念に乏しく、何等統計的智識を有しない地方官に、漫然戸數調査を命じて、到底事實に遁い報告を集め得べしとは惟はれない。結局從前の丁數の調査同様、一片の形式的調査報告に了るべきは想像に難くない。

現に支那の戸當りの人口數を平均五・五となせるが如きは、正しき確の數とは考ふるを得ない。勿論近代に至つては、累世同居せるが如き實例は極めて少なく、大家族制は極めて一部の地方に於ての外、之を見るを得ないが、法律上に於ては、祖父母・父母の生存中に、子孫が家を分ち産を分つことが禁せられて居るものであるから、縦令、それが今や十分に行はれないにしても、多少の效果なしとは言はれないから、恐らく一戸の平均口數が、五人餘に止まるが如きことはなからう。勿論通典、文獻通考、續通考などには、歴代の一戸の口數を五人乃至六人となして居るから、或は更に之を平均して五・五の數を示したものであるかも知れないが、元來如上の諸書に載する戸口は、果して全家族數を示したものが否かは頗る疑はしく、或は一家の中に居住せる丁數を示したものと解することが出来るのであつて、何れにしても、支那の社會制度から觀て、一戸の平均口數が、



五人余に止まるものとは考ふるを得ない。されば世上往々本統計は、支那の人口統計上比較的の信憑するに足るものであると爲す論者があるが、これは全然支那の政治組織並に官廳の執れる政務なるものに付ての理解がないからであつて、如上の統計の全く架空の數字たることに於ては、從來の統計と殆ど異なることがない。

因に革命後民國十年(一九二一年)、支那郵務管理局はその事務の必要上、支那の人口調査を企て、地方官憲の助力の下に、各地方別に人口統計を編成して、蒙古西藏を除いた全國の人口を四億三千九十九萬余と發表したが、その調査の基礎は、在來の數字に基く地方官憲の報告を根據としたものであるから、依然何等信憑するに足らぬ數字である。其他尙支那の人口に關する幾多の統計はあるが、何れも皆根據のない地方官憲の報告を基とした推測的計算に非ざれば、空漠なる想定的統計に過ぎない。勿論人口數なるもの

は、完全なるセンサスの行はれない以上は、推算に依つて大數觀察をなすの外ないが、支那の如き未だ國家組織の完成せらるゝことなく、政治組織の極端に不統一なる國に在つては、正確なる國家統計を得ることの出來ないのは當然であつて、殊に古來深く數字を論ずることを好まず、極端に數理的觀念に乏しき支那國民のことであるから、支那自身の作成した杜撰なる統計よりも、むしろ推算にもとづく大數觀察に依るに如かない。

### 三 増殖力大なる支那の民族

以上叙ぶるが如く、從來支那の人口統計として發表せられた數字は、一として信憑するに足るものがなく、また上掲の歴代の統計にしても、支那の如き兵禍、飢饉、瘟疫の時として慘害を逞うする國に在つては、當然その人口數の上に消長を示すべきであるに係らず、殆ど這般の影響を認むる。



ことが出来ず、いかにも机上の推定的増加を施し來つたに過ぎないかの如き觀あるが爲め、支那人口の果して増加せるや、將た却て減少せるやをすら、之を確知するを得ない。併し支那民族の偉大なる増殖力を有することだけに就ては、臺灣に於ける本島人の事蹟に照して、十分に推定することが出来るのである。蓋し臺灣は、現在に於ても、その住民の約九割六分は、元と支那より移住し來つた所謂本島人を以て占められ、その殖民の紀元は之を審にしないが、已に元以前の頃より對岸住民の往來があつたもので、今日の住民は多く明初以來の移住に係ると稱せらるゝから、今や少くも五百年以上の星霜を経、その住民の全然定着せるは勿論、全く固定的社會を成して居るものであるから、同地に於ける各種の社會現象は、偶支那民族社會の事象を推究する上に於て、有力なる資料たり得るや疑を容れない。而してその臺灣に於て、既に過去三十余年間に、明治三十八年、大正四

年及び同九年の三回に亘つて、完全なるセンサスが行はれたが、その結果、本島人の増殖力の極めて偉大なることが實證せられたのである。即ち過去十五年間の平均率に於て、本島人の増加率は、實に一千人に對し二二・三といふ日本内地よりも遙かに高率を示して居る。或は之に對して、如上の高率は、臺灣に於ける文化の發達並に衛生上の施設の完備の結果であるから、これのみを以てしては、未だ支那本國の人口増加率の大なるを推定するに足らないと、反對する論者があるかも知れないが、凡そ人口の増加は文化の發達と逆比例するものであつて、歐洲舊文明國の明かに實示せるところであり、現に臺灣に於てすらも、明治三十八年に至る迄の五箇年間の平均増加数は一箇年五萬四千であつたものが、大正二年に至る迄の五箇年間の平均数は四萬四千に減少し、更に同九年に至る迄の同じく五箇年間の平均数は三萬四千に減退せるを示して居る。是を以て觀るに、本島人の増



殖力の大なるは、主としてその民族性に基くものと謂はざるを得ない。從て支那に於ても、少なくとも漢民族にあつては、勿論、その環境が領臺後の臺灣と同律に談ずるを得ないから、必ずしも本島人同率の増殖力を有するものとは断定するを得ないが、兎に角、その増加率の決定して小ならざることは、之を認定せざるを得ない。殊に支那の民族社會に現るゝ事象を具さに査覈したならば、如何にしても人口の増殖を否定するを得ない。彼の家族制度の下に於て、從來殆ど一夫多妻と異なる慣習が行はれ、婦人の如きも子の無きは七出の一に數へられて、離婚の原因と認めらるゝが如き、これ一に支那に在つては、家族が社會組織の單位であり、社會發展の中心であるが爲めに外ならぬ。彼の人口論を以て著名なるマルサス氏の如きは、支那の人口増加の原因を、第一天恵の豊なること、就中土地生産力の大なること、第二農業立國主義を採用し來り、生活資料の生産の豊富

なること、第三婚姻の獎勵盛んなることの三點に歸して居る。勿論以上の諸點も増加原因の一には相違なかるべく、殊に婚姻率の大なることに於ては、臺灣に於ける本島人の統計が之を實示して居るので、人口一千人に對し二十組以上を示し、世界各國中これに比肩すべきものがない。

斯く觀じ來らんか、支那民族の増殖力の大なることが推測せらるゝと同時、過去に於ける支那の人口増加の決して少なくなかつた事が想見せられるのである。勿論、一面支那に瀕出せられる彼の江河の氾濫、瘟疫の流行、兵匪の禍亂等に因て惹起された人口の減耗は、これを閑却するを得ない。また殺兒及墮胎は支那古來の積習なりとせらるゝが、これは畢竟人口繁殖に隨伴せる生活壓迫の半面と觀るべきであつて、これ等の事象は、要するに自然的若くは人爲的人口調節策たるの作用を爲し來つたものに外ならぬ。蓋し歴代の統計中、明以前の事蹟に付ては姑く之を措くも、已に明初



の統計が、五千八百萬を算するものであるが、假りに如上の數字が全國の丁數を示すものとせば、當時己に全國の人口が二億三千萬に及んだものと謂はざるを得ないと共に、若し夫れ如上の計數が全國の戶數を示すものとせば、全國の人口は當時己に三億に達したものと推定せねばならぬ。若し果して五百余年前に、己に支那の人口が斯る數に達して居つたものとせば、今日の人口數は恐らく四億臺に止まることはないであらう。去りとて現人口數が六七億にも達せるものとは想定するを得ないから、若し支那の人口増加率が大なるものとせば、結局叙上の人口調節策が有力なる影響を及ぼして居るものと觀るの外ない。事實また、支那の如き四千載の久しきに亘り、持續的文化を保有し來つた國に在つて、若し人口の増加を阻止せる如上の事由のなかつたものとせば、恐らく今やその人口は、驚くべき巨數に達したことであらう。

斯の如く人口の増加が種々の事由から阻止せられて居るが、併し兎に角支那の人口は相當古い時代に於て、己に二億以上に達したものであることが想像せられるのである。前に述べた康熙五十一年の有名なる盛世滋生の人丁に對して、永く賦を加へないといふ上諭に付いて見ても、當時一戸に五六人の丁がありながら、一人の丁賦を出し、また八九人の丁があるに係らず、僅かに二三人の錢糧を納めて居るに過ぎない旨を述べて居るから、これに依て觀れば、當時發表せられた全國の丁數それ自身が、甚しく過少のものであることが知られるのである。従て上來叙ふるところに依つて推究するに、現人口數がいかに少なくとも四億を下ることのないことが考察せらるゝのである。今假りに、四億として、本部十八省のみの面積に對比しても、一方哩の密度は二百九十余人であつて、日本本土の密度三百七十四人に比すれば、尙遙かに少なく、これを東三省を加へた二十一行省の面積



に割當れば、一方哩百七十余人の密度に過ぎないで、臺灣に於ける本島人の人口密度二百六十余人に比するも、多大の徑庭があり、若し夫れこれを支那の全領域の面積に對比すれば、一方哩百人にも充たないで、纔に世界各國中ギリシヤに匹敵するに過ぎない。去りて、從來發表せられた統計では、東三省の人口は多くを二千萬を超ゆるものがなく、新疆蒙古西藏の人口は多くも九百萬以上を推算せるものがなく、而かも本部十八省に在つても、其交通經濟の發達が十分でない爲めに、人口は河川其他の交通の要路に集中偏在し、現に北方では黃河文明を生んだ山東河南の地方に、中部では揚子江流域及下流のデルタ地方に、南部では珠江流域及廣東デルタ地方に集中して居るから、全國の人口が五億を超ゆること大なりとは想像するを得ない。従て從來の支那人口四億説は、殆ど根據のない架空の推測ではあるが、事實或は最底四億最高五億内外の間にあるものではなからうか（拙著支那南洋貿易論參照）

#### 四 人口過剩の意義

斯くの如く支那の人口は、多くも恐らく五億を超ゆること大ならずと想像せらるゝが、假りに五億内外に達するものとしても、其人口は現に土地の豊穰にして交通の至便なる一部地方に集中せるを以て、本部十八省内に在つても、一般内地は必ずしも人口稠密せりといふを得ないのみならず、殊に本部以外の滿州其他の地方に在つては、寧ろ人口の稀薄を訴へつゝある實狀である。従て人口密度の上よりせば、支那の人口は固より未だ過剩の状態に在るものといふを得ない。而してまた、勿論、吾人の生活資料は必ずしも原始的生産品のみより成り立つものではないから、國土面積または耕地面積と人口數との比例の如き自然的原因に依て、人口過剩せるや否や



を決定することは出来ないけれども、併し支那の如き、今以て農業經濟を立國の根本と爲せる國に在つては、人口數と耕地面積との比例が、國民生活上密接なる關係を有せるは、免れ難き事實である。併しながら、支那は我内地など、異なつて、比較的平野が多く、其耕地面積は、本部のみに於ても、恐らく一億町歩近くに達すべく推定せらるゝから、假りに本部十八省のみに五億の人口を抱有せるものとしても、人口一人當りの耕地面積は、二反歩内外に相當し、日本内地が一人當り一反歩内外なるに比べて、必ずしも過少なりと謂ふを得ないと共に、事實また、人口の比較的稠密せる南支那地方に於てすら、一農家當りの耕地面積は、少なくとも我國のそれに二倍し、北支那地方の如きに在つては、我國に六七倍せるの有様であるから、全國の耕地面積と人口數との比例よりせば、未だ必ずしも甚しき人口過剰の域に達せるものとは言ふを得ない。

而るに支那は、今や現實に人口の過剰に悩みつゝあつて、國民の多數が生活上の脅威を受けて居ことは、蔽ふべからざる事實である。その結果、己に四百萬以上の移民を海外に送致せるも、尙國內には支那の特産物ともいふべき無職の遊民、無籍の流民を首めとして、土匪、群盜、土棍、梟徒の輩が殆ど無數に散在して居るのである。これあるが爲め、絶えず國內の安寧が脅かされるのみならず、彼等を糾合して軍閥が互に權勢を争ふに至り、常に和平統一の一大禍根となつて居る。一體、支那の如く、其國家組織が近世的意義の國家として未成品たるを免れず、國民が極端に政治を忌避し、國民生活を政治より防守せんとする鞏固なる社會組織を建設するに至つては、勢ひ政治は一部野心家の政權争奪の具となり易く、而かも彼等の野望遂行に利用せられ易い此種細民が、無數に全國に散在するに於ては、いつまでも國內の秩序が保たれ得べき理がなく、支那に動亂の絶へないの



も、畢竟これが爲めに外ならぬ。支那に於ける數百萬の軍隊が、一日二三十仙の賃金を獲て傭兵となり、無意義なる戦争に従事しつゝある點より見て、如何に彼等が生活の壓迫を受けて居るかゞ想見せられるのである。先づ何よりも此種の細民をして生活上の安定を得せしめなくては、いつ迄も混亂の禍根を根本的に除却することが出来ない。また海外に對する移民及出稼人の盛んなるも、一に人口過剰の結果と見るの外なく、元來支那民族なるものは、保守退嬰的であつて、甚しく郷里に對し愛着心を有する民族である。従つて最下級の労働者を除くの外は、他郷に客死するに當つては、其遺骸を必ず郷里に歸葬するを常とし、海外萬里の地に在つて、余生を樂しむ資産家といへども、尙且骨を埋むる青山は故郷に在りとなす程、郷里に愛着心を有する民である。而るに彼等は、到る處に於て排斥の辱を受けながら、近くは南洋地方より、遠くは歐米にまで出稼し、今や其數尠くも四百

萬を超ゆるに至つたのは、一に其本國に於ける生活の壓迫に基因するものと見ざるを得ない。

古來支那では、地大物博を以て誇りとなし、各國人も亦た支那の經濟資源は殆ど無盡藏であるとして、これが開發に多大の望を囑し來つたものである。而るに今日已に支那の資源が、その人口を支持することが出来ないで、人口の過剰に苦しめるものごせば、彼の有する經濟資源に對する一般の期待は、大に裏切らるゝものと謂はざるを得ない。その結果、輓近一部論者の間に、「支那は、現に人口過剰の爲めに食料難に陥つて居るのみならず、工業原料の一部分をも外國より供給を仰いで居り、而かもその農業の開發増産は近き將來に於て殆ど絶望といつてよく、人口は益々繁庶して己まないから、到底その經濟資源は、一般の期待に副ふことは不可能たるを免れない。従て我國の如きも、支那資源の利用を目的として、經濟國策



を立つることは出来ない」との議論を生むに至つた。蓋し凡そ支那は古來極端なる重農主義を採用し、農業を以て立國の本となし來つた國であつて、今日に至るも農業國たるの域を脱する能はず、殆ど農業經濟を以て立つて居る國であり、而かも人口は多いとはいへ、上來叙ぶるが如く、未だその面積に比し、必ずしも過剰の域に達しないに拘らず、國民の主要食料品たる米及麥を首めとし、砂糖其他の食料品の供給を外國に俟たねばならぬのみならず、棉花、石炭、石油等の原料天産品をも外國より輸入せる有様であつて、千九百二十五年の貿易統計に依れば、輸入品中の二割四分が食料品であり、二割八分が原料品を以て占められ、而かも如上の傾向は漸次増進の勢を示し、千九百十三年の貿易統計では、未だ輸入品の一割九分が食料品であり、一割五分が原料品であつた事實に照し顧れば、支那が漸次食料難原料難に向ひつゝあるものであるとの悲觀的言説の出現するの

は、無理からぬことである。併し斯の如く、支那が廣大なる領土を有しながら、天産品の自給を圖ることが出來ず、外國よりの輸入に俟たざるを得なくなつたのは、固より近代の事であつて、これは畢竟人口の年々増加せるに加へ、國民の生活程度も漸次向上するに至つたに係らず、國內の生産が之に伴ふて増加するに至らないが爲めに外ならぬ。即ち支那に於ける今日の人口過剰は、人口の増加に比して生産の増加しない爲め、即ち自然界の有する生産力が充分に利用せられない爲めである。如何にその有する經濟資源が豊富であつても、之が開發利用を圖ることなくして、他方其人口が限りなく増加するものとせば、早晚何時かは人口の過剰を訴ふるに至るは、當然の歸趨たるを免れぬ。マルクス主義を祖述せる學者は、「人々に對する資本の相對的現象といふ事實が、人口の側より資本との連絡を切放して一方的に觀察さるゝからして、人口の絶對的增加と見へて來るのであ



る。現時に於ける過剰人口の悩みは、資本主義末期の疾病から生ずるもので、それは、資本家的生産の機構そのものに内在する原因から、資本家の雇傭し得る人員の増加率が、人口の自然的増加率に及ばなくなつたことの爲めに起れる、一種の鬱血的症候である』と言ふのであるが、支那の人口過剰は、全然これと趣を異にし、寧ろ或る意味に於て、資本家的生産の未だ行はれない結果であるとも見られ得るのである。而して抑々支那の如き廣大なる耕作地を有する農本國に於て、今日既に食料品の自給に窮するが如き農業の發達を見るに至らないことに付ては、その間幾多の原因が存在するのであつて、今これを概括的に叙ぶれば、第一國家の施政宜しきを得ず、且つ天災の絶われないこと、第二に交通經濟の發達せざること、第三に經濟組織上に缺陷の多いこと、等が主なる原因をなして居るものである。

## 五 生産の發達を阻止せる原因

元來支那の重農政治たるや、前にも叙べた如く、頗る極端に行はれたもので、凡ての政治の基礎を農業に置き、租稅夫役の義務の如きも、一にこれを農民にのみ賦課したが爲めに、延いて後世に至つては、却つて著しく農民を疲弊せしむるの結果を生じたと共に、極端なる崇農抑商政策を採用した結果、却つて物資の交易阻止せられて農業の發達を妨げ、加ふるに古來其政治が甚しく消極的であつと共に、一般農民は國家政府の保護を受くる能はざるのみか、絶えず國內の秩序亂れて、その生活が脅かさるゝが如き有様であつたから、去らでだに、農業の如き自然界の束縛制肘を受くるを免れない原始産業に従事するものは、勢ひ保守的となるを免れ難いものであるに、一層支那の農民をして自足的消極的の經濟を立つるに至らしめ、如何



に土地に生産力あるも、進んで資源の開発に努力せんよりは、寧ろ退いて既成の富を守るに汲々たるに至らしめ、斯くして一般人心をして甚しく消極的退嬰的たらしむるに至つたのである。支那農民の驚くべく保守的なることは、領臺後の臺灣に於て實見したところであるが、現に支那の一農家當りの耕作面積は、我國に比すれば、北支那では少くとも約六七倍、中南部支那でも二倍以上であるに拘らず、その農家經濟の極めて貧弱なるは、以て如何にその農法が粗放であつて、收穫率の少なきかを想見することが出来るのである。江蘇省は支那に於ける棉花の主産地であるが、現在の收穫率は我一反歩當り平均實棉百斤内外（一英反二百封度乃至二百五十封度）に過ぎずして、米國の一英反四百封度乃至六百封度なるに比して、甚しき逕庭を見るのであるが、近年上海附近に於て外人紡績業が試作した結果に依ると、優に一反歩二百五十斤の收穫を示したといはれて居る。我國の米作は

年一年集約的科學的となるに至つた結果、收穫率が一反歩四石五石に上るものが少なからぬと共に、全國の平均は今や一石八斗余に及んでゐる。而るに支那の米田では、楊子江沿岸の肥沃の地に於ても、二石以上に及ぶものは寧ろ稀であるから、恐らく全國の平均は一石に達しないであらう。以上の事實に依て、以て如何に支那農民の經濟が、概して自足的消極主義に立脚して居るかを窺知することが出来るであらう。

以上叙べた所の支那農民の概して消極主義であることも、これ畢竟一は政治の罪であるが、一體、支那の農本政治なるものは、古來極めて消極的であつて、單に國民をして衣食に窮することのないやうにといふことをのみ主眼としたもので、曾ては種々なる農業政策をも施したことはあるが、特に生産の増加を圖るといふが如き積極的施設を行つたことは比較的稀であつて、従つて農事經營上、最も重要な灌漑排水に對する施設の如きは



殆ど顧みらるゝことがなかつた。その結果、堤防を有する河川なるものは極めて少なく、爲めに洪水若くは旱魃の被害を受くる地方が全國に極めて多く、饑饉は地方毎に數年置きに襲來するといふ有様である。現に數年前の北支那に於ける飢饉の際の如き、二千万の飢民を生じたと傳へられたものである。若し支那に完全なる治水工事が施されたとしたならば、必ずや恐るべき廣大なる新耕地の出現を見るであらうと共に、農産額に於ても劃期的革命を見るに相違ない。彼の曾て米國の資本に依て企てられた淮河の治水事業の如き、これが完成の曉には、新に九十萬町歩の耕作地を發生せしむることが出來ると傳へられて居る。また安徽省の北部地方では、今でも村落毎に團結して毎戸一人の人夫を負擔し、水害豫防の堤防を修築するの美風存する爲め、同地方は楊子江沿岸に在つても、著名の米産地であつて、その結果、支那全國中米の供給力に於て第一位を占めて居る。

施政宜しきを得ない爲めに、農業の發達を阻止せる第三の事由は、租税制度上の缺陷である。即ち今に到るも、支那の租税體系は消費税を中心とせるものであつて、これに亞ぐは纔に地租である爲め、租税の負擔は勢ひ一方に偏し、主として農民の上に課せられて居るものと言つてよい。即ちその耕作地には極めて不公平にして煩雜なる地租が課せられて居つて、土地に依てはその負擔が極めて過重であるのみでなく、一たび土地の生産品を他に販運せんとせば、先づ開港地に達するまでに、彼の苛重なる釐金若くは常關税の負擔があり、更に開港地を出づるに際しては、外國向には輸出税、内國向には移出税を課せらるゝと共に、若し支那の他の開港地に運搬せられんか、その上更に沿岸貿易税なるものを課せられ、尙地方に依ては、消費地に到つて、銷場税若くは落地税なるものを負擔せなくてはならぬ有様であつて、貨物が運搬毎に租税を課せられ、益々負擔を増すことは、



宛も雪達磨の如くである。斯の如くにして、既に國內に於ける物資の交易を政府自ら阻害しつゝあるものであるから、生産の發達を促すことのないのは、固より當然の歸結たるを免れない。また外國輸出に對する輸出税の如きにしても、勿論、支那の如く販路競争の比較的激甚ならざる農産物の輸出を主とする國に於ては、輸出税は強ち自殺的の制度とまで極言することは出来ないかも知れないが、その輸出品が他國に生産せざる獨占品でないから、競争上不利の地位に立つことゝなるは當然であつて、一體、支那の如き農民階級の極端に消極的なる國に於ては、極力その生産物に對して有利なる販路を與へ、以て農民の生産を刺戟しなくては、到底生産の増加を見ることが困難であるに拘はらず、斯の如く國內生産品の販路を梗塞せしむることは、全く經濟上一種の自殺的暴擧といつて差支ない。尙今日支那の一部に於て、天産品の輸出に課税して、國內に於ける供給を豊富ならしむ

ることは、國內産業の發達を助長せしむる所以であるとの、舊式なる保護貿易思想が抱懷せられて居るが、元來輸出税を設定して、國內に原料品を保留するのみを以てしては、必ずしも國內生産業の發達を期することが出来ないのみならず、その結果、殊に支那の如き經濟の幼稚なる國に於ては、却つて原料天産品の生産を衰退せしむるに至るもので、何れにしても經濟上より觀て一大愚策たるを免れない。

次に支那政府の採れる第二の愚策は、彼の防穀令である。即ち支那では古くより米穀の國外への輸出を禁止せるのみならず、時としては國內に於ける省外への移出をも禁じ、而かも内國米に限らず、外國米の如きも一度輸入せれた以上は、これが再輸出せらるゝことを禁止して居るのである。これは、畢竟穀價が騰貴すれば、多くの飢民を生じ、輒もすればこれが爲めに暴動勃發するの惧ありとし、政治上の秩序を保持し、且細民を救濟せん



この趣旨に出でたるものに外ならない。勿論、曾ては我國に於ても、明治初年に同様の制度が行はれ、朝鮮に於ても亦た永く本制度が存在し、現在に於ても凶年に際して、一時穀類の輸出を禁ずるの例は、各國に於ても絶無ではないが、支那の防穀令の如くに、永續的制度として重大なる政策となれるは、今日全然その例を見ない。蓋し斯る制度は、國際交通の發達しなかつた舊時代の姑息なる治安策であつて、海外との交通の極めて自由となるに於ては、却て米穀の生産を増加せしむる所以であることは、前に輸出貿易の障礙に付いて述ぶるに當つて、叙説した如くであると共に、過去に於ける朝鮮の實例は正しくこれが好適例である。殊に國內各地方間の米穀の自由交易を阻止し、相互の經濟的孤立の勢を形成せしめ、自給經濟を必要ならしむるに至つては、その結果、益々各地方の分權不統一を助成せし

め、分業的發達を妨げ、國民經濟の統制的發達を阻害すること、なるもので、その弊更に甚大なるを免れない。本制度あるが爲め、動もすれば近年支那の米穀の生産が減少の傾向を示すのであつて、即ち之が爲めに遙か有利なる輸出農産物の壓迫を絶えず受けて居るのである。蓋し支那の如き永續的の防穀令が存在するに於ては、農民が勤勉努力して、國內又はその地方の需要以上の生産を爲すことは、却て穀價を暴落せしめて農民の生活を脅かすこと、なるから、勢ひその生産を自足的消極的ならしむるのである。従て須らく防穀令を廢止し、平素は出來得る限り農民の生産増加を促して、その輸出を盛にし、以て其富の程度を高め、不作の年に大に外國より穀物を輸入し得るの力を培養し、生活の安固を圖るの策を立つることが必要である。一體、支那に於て、農業の利益を代表するに足る大地主の如き有力なる支配階級が存立しない爲めに、防穀令の如き農民階級を壓迫する



制度が成立して居るのであるが、併し支那の農業に於ては、此の如く歐洲諸國に見るが如き大地主の跋扈がなく、大體は自作農より成立して居るのであるから、かゝる農業の利益を犠牲にする制度を廢止することは、最も重大なる生産政策であると同時に、社會政策ともなるものである。勿論現在既に支那は米穀の供給不足に陥つて居るが、一たび防穀令を撤廢するに於ては、必ずや生産の一大増加を見るに至るべきや疑を容れないと同時に、幸ひ近隣の佛領印度支那、暹羅及び緬甸地方に於ける所謂南京米の供給力は、一ヶ年約三四百萬噸の多きに達し、而かも支那人は我々日本人と異つて、通例米に一種の調理を加へて食用に供するがため、此種の南京米といへどもよくその嗜好に適するから、支那としては寧ろ低廉なる南京米を輸入して、自國米を有利に輸出するを得策とするのである。現に朝鮮に於ては、低廉なる粟を滿洲より輸入して食用に供し、その産米を高價に内

地に供給して居る。これ國際交通の發達した現代に在つては、當然の經濟政策であつて、これ應て、また我國に於ける食料問題解決の要諦ともなるものである。近年支那に於て特に米穀の供給不足を告ぐるに至つたのは、その原因の大半は、如上の經濟の進歩に逆行した舊時代の制度が今尙存續せらるゝがためであるに拘らず、今日尙本制度の存在を辯護する者のあるに至つては、その經濟智識の幼稚なるに驚かざるを得ない。

支那の農業の發達を妨ぐる第二の障害は、交通經濟の進歩しないことであるが、就中經濟上直接に大なる關係を有するは、交通通信機關の不備なること及び貨幣度量衡制度の紊亂し不統一なることとの二點である。凡そ生産の發達上、交通通信機關の進歩の重要條件であることは、論を俟たないところであつて、支那に於ける此種機關が未だ發達しない爲めに、生産の増加を妨げて居るところの大なるは、從來鐵道の建設せらるゝと同時に、



遽に同地方に於ける農産物の集散高が激増せることに依て實證せられる  
(拙著支那の經濟史)。今でも支那全國中交通不便なるがために、殆ど原始時代に  
(財政一〇三頁参照)異らない自足經濟を營んで居る地方が決して少なくない。而して交通機關  
 が貨物の空間的移轉に必要であるが如くに、貨幣度量衡は貨物の社會的移  
 轉に必要缺くべからざる手段であるに拘らず、支那では何等これに關する  
 劃一的制度があることなく、その不統一なること言語に絶するの有様であ  
 つて、國內の取引上に於てすらも、外國に對すると同様なる繁瑣なる爲替  
 上の危険を負擔せねばならぬ状態であるから、取引の發達、延いては生産  
 の増加を妨ぐるこの大なるは固より言を俟たない。

農業の發達を妨げて居る第三の障礙は、經濟組織上の缺陷であつて、就  
 中現に支那の經濟組織の中堅を成して居るところのギルド制度の弊であ  
 る。勿論、支那の如き國家組織の未だ完整しない國に在つては、ギルド制度

は國民經濟を擁護する唯一の城塞であつて、これあるが爲め經濟が營ま  
 れ、不充分ながらも商工業の維持せらるゝ所以であるが、一利のあるとこ  
 ろ一害のこれに伴ふは數の免れないところであつて、殊にギルドがそのメ  
 ムバーの數を限り、且相互の自由競争を禁遏し、一定の事業を獨占するが  
 爲めに、事業の發達を阻碍することの極めて大なるは、曾て中世の歐洲に  
 於て深く經驗したところである。斯る獨占制度も交通の未だ備はらない中  
 世の都市經濟時代に在つては、或は己むを得ないところであつたであらう  
 が、經濟社會の漸次進歩し、殊に交通經濟の著しく發達するに至つては、  
 斯る制度の時勢に適應せざるや論を俟たないところであつて、歐洲中世の  
 ギルド制度の如きにしても、近世に入ると同時に、周圍の經濟事情の著し  
 く激變したるに、依然ギルドは自ら其門戸を閉鎖し、獨占制を極端に發揮し  
 たが爲め、遂に自滅の己むなきに至つたものに外ならぬ。支那のギルド、



殊に商人の組織せる同業者を中心とせるギルドが、極端に獨占制を擅にせる有様は、全く歐洲中世に於けるギルドと異なることがない。斯くして商人ギルドが殆ど物資の需給を左右して、獨占的利益を壟斷せるが爲め、生産の發達を妨げて居ることが極めて大である。支那に於ける固有産業たる砂糖業、製茶業等の近年甚しく衰退したのは、主として如上のギルド制度の弊に根據せるものといつてよい。現に製糖業の如き、今日尙その生産額は少くも四億斤を下ることはあるまいが、五六十年前にあつては、自國の需要を充たして、尙國外へ毎年少からぬ輸出を爲したものであつて、千八百八十四年の如き、尙外國輸出額は、一億五千七百萬斤の巨額に達し、我國への輸出の如きも、明治三十二三年頃迄は、毎年四五千萬斤に上つたに拘はらず、その後漸次外國糖の壓迫を蒙り、最早今日では國外への供給は愚か、毎年六七億斤内外の砂糖を日本・香港及び瓜哇等から供給を仰ぐに至つ

た有様である。その生産地よりしても、甘蔗糖のみでさへ、廣東・福建・廣西・江西・四川といふが如き廣大なる適作地を有しながら、斯の如き悲境に陥つたについては、固よりその間種々の原因存在するのであるが、就中重要なる原因の一は、ギルド制度に伴ふ積弊である。即ち元と砂糖の製造は、甘蔗の耕作に従事せる農民の副業として行はれたものであつたが、漸次耕作者と製造業者と分離するに至り、近年に至つては、製糖業は一部分は大業主、大部分は糖商の手に移り、彼等ば前貸金の放下に依て原料たる甘蔗を買収するものであつて、通例原料を供給するものは小作人にあらざれば、即ち耕作費を前借りしたものであつて、その間殆ど主従の關係を有しないものはない。而して彼等糖商は、通例第一に小作人に土地を貸與する地主として、その耕作地より生ずる甘蔗の一割乃至一割五分を徵收して小作料に充當し、第二には耕作費を貸與する資本家として、その貸金の一



割乃至一割五分を利子として徴收し、第三には更に製糖業者として、その蔗作者より提供し來る甘蔗の五割乃至六割を徴收して製糖用とするから、その取得するところが頗る大なるに反し、蔗作者の得るところは甚だ少なく、到底その土地を改良することの出來ないのは勿論、萬に一を過てば、負債を償ふことが出來ずして、奴隸の境遇に陥らざるを得ない憐れむべき地位にあるものである。斯の如く糖商の勢力を占むるに至つたのは、畢竟彼等の組織せるギルドの力であつて、斯くして彼等は相團結して、相互の自由競争を禁じ、蔗作者を壓迫して獨占的利益を貪り、耕作上何等の改良をも施さるゝことなく、收穫率の減少も殆ど顧みらるゝことなき状態にあるのである。従て稍獨立の地位を有する自作農民の如きは、何れも他の有利なる農作物の耕作に轉することゝなり、斯くして内國産の生産減少は、他方民度の上進と相俟つて、品質の優良にして比較的價格の低廉なる外國

糖の侵入を促すに至つたものに外ならぬ。

次に支那の製茶業にしても、現在尙その産額は少くも五億斤を下らないとは言へ、十八世紀の末葉迄は實に世界の市場を獨占して、毎年の輸出額の如きも、二億三四千萬斤に上つたものであるが、その後年と共に、印度錫蘭茶の爲めに壓倒されて、海外輸出額も年々減少し、殊に近年に至つては、露國への輸出減退と相俟つて、八千萬斤内外に激減するに至つた。斯の如く製茶貿易が甚しく衰微するに至つた原因は、勿論、印度錫蘭茶なる勁敵が出現した結果、支那茶が同茶に比較して品質相應の價格を保たない爲めに、漸次壓倒驅逐せらるゝに至つたものに相違ないが、それと言ふのは、近年支那茶の品質が漸次低下せしに反し、價格が毫も低落しないからであつて、その原因たるや、一面茶園に對する地租の課稅方法が宜しきを得ない爲め、栽培者は勢ひ土地を酷使し、その結果延いて茶の品質を損すると共



に、生産力を減退せしむるに至つたことにも因るが、それよりも、寧ろ去らでだにギルドを組織して勢力を擅にせる茶商に對して、特に政府が一種の營業税を課すると共に、彼等に茶の取扱上獨占的地位を與へ、恣に暴利を貪らしめたが爲めに、茶の取引は一に茶商に左右せられて、生産者たる茶樹の栽培に従事する農民は、殆んど彼等に隸屬して獨立の地位を失ふこととなり、漸次品質の低下收穫率の減退となるに至つたものに外ならぬ。而して尙他方稍獨立の地位を保持せる栽培者は、また茶園を廢して、近年輸出の増加に伴ひ遙か有利となりし他作物に移るもの續出することとなり、斯くして逐年生産額の減退をも示すに至つたものである。勿論、以上の兩産業にしても、その今日の衰運を招くに至つた原因は、ギルド制度の弊害のみ因るものでなく、上來叙べた各種の障害が夫々同じく原因をなせるもので、就中彼の不當なる租税制度の如きも、固より重要原因の一たるを失は

たるを失はない。現にある外人の如きは、支那の釐金制度が福建の製茶貿易を衰退に歸せしめたとまで極言して居る。

## 六 未開の經濟資源

以上叙べた如く、支那の農業の今尙發達しない原因は、夫々幾多の歴史的事由や障害が存在する爲めであつて、叙上の如き國情の下に於て、他方年々人口の増加するに至つては、漸次一部の物資の供給不足を告ぐるに至るは當然の歸趨といつてよい。而るに唯今日表面に現はれた一面の事實のみを觀て、支那の經濟資源そのものをも殆ど無價値の如く論斷せんとするは、余りに眼前の部分的事實に捉はれた議論であつて、聊か早計たるを免れない。即ち支那の固有産業には、以上叙ぶるが如き宿弊が積成せられて居るものであるから、一たび外國品の激烈なる競争を受くるに於ては、忽